

令和6年10月4日

◎三石委員長 ただいまから、総務委員会を開会いたします。

(9時59分開会)

◎三石委員長 本日から委員会は「付託事件の審査等について」であります。

当委員会に付託された事件は、付託事件一覧表のとおりであります。

日程については、日程案によりたいと思います。

なお、委員長報告の取りまとめについては、9日水曜日の委員会で協議していただきたいと思っております。

それではお諮りいたします。

日程については日程案によりたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

◎三石委員長 御異議なしと認めます。

それでは、日程に従い、議案及び報告事項を一括議題とし、部局ごとに説明を受けることにいたします。

なお、本日はこの委員会室において、12時30分から決算特別委員会の組織委員会が開催されますので、11時45分を目途に早めに休憩に入らせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

#### 《総合企画部》

◎三石委員長 それでは初めに、総合企画部について行います。

それでは、議案について部長及び理事の総括説明を求めます。

なお、部長及び理事に対する質疑は、各課長に対する質疑と併せて行いたいと思っておりますので御了承願ひいたします。

まず、部長の総括説明を求めます。

◎松岡総合企画部長 今議会で提出いたしました補正予算については、理事所管となりますので、主な審議会等の状況と併せて人口減少・中山間担当理事より後ほど御説明させていただきます。私からは所管の報告事項について説明いたします。報告事項につきましては交通運輸政策課から高知龍馬空港新ターミナルビル整備案の変更についてと、とさでん交通の経営状況についての2件を御報告させていただきます。詳細につきましては交通運輸政策課長から説明いたします。

簡単でございますが、私からの総括説明は以上です。

◎三石委員長 次に、理事の総括説明を求めます。

◎中村理事(人口減少・中山間担当) 総合企画部の提出議案につきまして概要を御説明させていただきます。まず、一般会計補正予算でございます。資料2ページをお願いいたします。今回の補正では、中山間地域対策課と移住促進課の予算につきまして、合計で9,745万

円の増額補正をお願いしております。このうち、中山間地域対策課からは、須崎市浦ノ内湾の坂内～埋立航路と宿毛市の沖の島～片島航路の2つの航路の運営で生じた欠損の一部を補填するための離島航路運営費補助金に係る予算を計上しております。また、移住促進課からは、今年度実施した若年層のヒアリング調査結果を踏まえ、若者や女性の多様性や価値観を尊重し、活躍できる本県の強み、可能性を発信し、高知県をPRする新たな移住プロモーションを展開するための予算を計上しております。

次に、審議会の開催状況につきまして御報告させていただきます。資料3ページをお願いいたします。まず、政策企画課所管の高知県若年人口の増加に向けた検討会につきまして、7月から9月にかけて本年度2回目から4回目の検討会を開催し、本県の人口減少対策に係る検討すべき施策等の方向性などについて、各委員よりそれぞれの専門分野から御意見を賜りました。

また、中山間地域対策課所管の高知県中山間地域再興ビジョン推進委員会につきまして、7月10日に第1回委員会を開催し、中山間地域再興ビジョンについて説明を行い、各委員よりそれぞれ御意見を賜りました。

私からの総括説明は以上となります。

◎三石委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

#### 〈中山間地域対策課〉

◎三石委員長 初めに、中山間地域対策課の説明を求めます。

◎片岡中山間地域対策課長 当課の補正予算案について御説明します。1ページを御覧ください。当課の歳出予算は、3,398万4,000円の増額となっております。

2ページをお願いします。今回補正をお願いしますのは、離島航路運営費補助金です。1にありますように、離島航路運営費補助金は、離島航路の維持や改善を行うことで、離島地域の振興と住民の皆様の生活の安全と向上を図るもので、国の補助制度に連動させて、航路の運航により生じた欠損額の一部を補助するものです。補助対象となる離島航路は、2に記載のとおり、須崎市の浦ノ内湾を巡航する坂内～埋立航路と、宿毛市の沖の島、鵜来島と片島を結ぶ沖の島～片島航路の2航路で、それぞれ須崎市と宿毛市が直営で運航する公営の航路となっております。

3の補助対象期間は、令和4年10月1日から令和5年9月30日までの令和5航路年度で、今年3月に国の補助金額が確定しましたことから、例年どおり9月補正でお願いするものでございます。

4の補助金額の算定方法につきましては、国の監査を受けた後の実績欠損額から、国庫補助金で補填される額等を差し引いた残りの欠損額の3分の2を県が補助することとしております。5の県の補助金額は、今回補正をお願いする金額は3,398万4,000円で、内訳として一番右端に記載しておりますとおり、須崎市が846万2,121円、宿毛市が2,552万1,002

円となっております。

6の航路事業の概要として、それぞれの収支を記載しております。昨年5月の新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に伴い乗客数は回復してまいりましたが、コロナ前の令和元年度と比較すると、須崎市で約80%、宿毛市で94%と完全には回復していない状況です。今後も人口減少が進み、利用者の確保が厳しいことが想定される状況ですが、両市とも利用者の増加を目指し、観光客等による利用促進に取り組んできております。県としましても、これらの航路は地域住民にとって日常生活に不可欠な交通手段でありますことから、当該航路の維持・確保に向けて、引き続き国や両市とも連携して支援を行ってまいりたいと思います。

当課からの説明は以上です。

◎三石委員長 質疑を行います。

◎細木委員 須崎市の巡航船で80%回復したと言われましたけど、私もちょっと乗ってみたいと思って以前乗ったことがあるんです。通学などでも活用されているということで、すごく必要な航路だとは思いますが、観光客の乗船はどれぐらいの割合ですか。

◎片岡中山間地域対策課長 須崎市の利用客の4割が小中学生などの通学生の利用客で、残り6割が観光利用、そのうちの9割がお遍路利用の観光客となっております。

◎細木委員 ホームページを見ても、青龍寺から岩本寺まで空海もこの海の道を使ったということも言われていますし、もうちょっとお遍路さんにもアピールをして、お遍路さん自体の数が減っているということで大きな問題でもありますけど、そういう船を使ってお遍路もできるよというアピールもしていただいて、ぜひ活用も強めていただけたらと思いますのでよろしくをお願いします。

◎三石委員長 質疑を終わります。

以上で、中山間地域対策課を終わります。

#### 〈移住促進課〉

◎三石委員長 次に、移住促進課の説明を求めます。

◎泉移住促進課長 当課の補正予算案について御説明します。2ページの議案説明資料を御覧ください。移住促進事業費のUターンプロモーション事業委託料6,346万6,000円は、人口減少対策の強化を図るため、若年人口の増加に向けた新たな移住プロモーションの展開に必要な予算を計上するものです。詳細は、前後いたしますが1ページ目の参考資料で御説明いたします。

まず、現状・課題です。現在、移住施策では、Uターン候補者や若者、女性をターゲットに、昨年度からデジタルマーケティングを活用した情報発信を展開しております。本年度の上半期には、県内外の若年女性100人を対象に、進学や就職先として県外を選択する理由などを把握するヒアリング調査が行われました。この調査結果からは、若年女性の多く

が、本県には希望する暮らしや仕事を実現できる場が少ないというイメージを持っており、こちらが県外への転出やUターンをためらう主な要因となっていることが明らかになりました。

その背景には、仕事を通じて成長したい、安定的に働きたい、生活や子育ての環境を大切にしたいといった人生の選択の上でそれぞれが重視をする多様な価値観が関連している状況も見られます。このような結果に早急に対応するため、若者や女性の多様な価値観が尊重され、活躍できる高知県をコンセプトとしまして、様々な価値観に対応できる本県の強みや可能性をしっかりと発信する移住プロモーションを展開し、若年層のUターン、Iターンに向けた行動の喚起につなげたいと考えております。

具体的な取組内容は、中ほどの移住プロモーションの全体像を御覧ください。まず左側の黄色の枠囲いの部分は、ターゲットである若者・女性に効果的に情報を届けるために、仕事や暮らしの様々な場面で活躍されている県内の若者の姿を収めたショート動画を作成し、ウェブ広告でデジタルマーケティングの手法によりターゲットごとにきめ細かく発信してまいります。また、動画広告に興味を持った方は、移住ポータルサイトに新設します動画の本編やインタビュー記事を掲載した特設ページに誘導したいと考えております。

これと同時に、右側の緑色の枠囲いですが、直接のターゲット以外の方にも広く話題にさせていただくために、関東・関西の電車広告、例えば関東でしたら山手線の車両内で1週間連続して動画を放映いたします。これらに加えまして、例えば関西では大阪駅のデジタルビジョンで同じく放映しますなど、大都市圏の多くの方々にも留まる広告を集中的に展開していきます。さらに、上の赤字の部分ですが、取組の話題性を高めるためのキックオフイベントとしまして、東京で主要なメディアを集めて知事と著名人による記者発表を行います。この場では、完成した動画の披露に加えて、若者の活躍を家族のように応援する温かい高知県をイメージできるキャッチコピーを発表し、プロモーションのスタートを盛り上げてまいります。

次に、下段は、若年女性の多様な価値観に応じて作成する動画のパターンの例示です。左端は、ヒアリング調査において、県外への転出やUターン阻害の要因として挙げられた主な意見です。まず仕事の面では、自身が成長できる機会、やりがいや楽しさ、働き続けられる安心感、さらには会社のネームバリューなどを重視しますと、総じて、県内には希望がかなう企業が少ないイメージが持たれております。

一方で、中ほどの本県の強み・可能性の欄は、昨年度本県に移住されました30代以下の方々の移住の理由の一部です。こちらでは、キャリアチェンジや自己実現、希望に合った転職、都市部より時間にゆとりのある働き方や地域貢献と、様々な価値観を持った若者が、本県にUターン・Iターンしていただくことで、それぞれの希望をかなえて活躍できていることが分かります。

次に、下の暮らしの面ですが、交通アクセスや出会いの機会、教育の選択肢の少なさ、趣味を優先する居住地の選択などが課題として挙げられております。

その一方で、移住された方々は、過密な都会暮らしから生活環境を変えたい、パートナーが高知にいらっしゃる、子育てはやはり親元が安心、また、サーフィンやアウトドアなどの趣味を充実したいといった高知だからこそ実現できる強みと、御自身の価値観とが一致をしました結果、U・Iターンを決めておられます。

その下の共働き・共育てでは、家事は女性が担うという固定的な意識が課題に上がりまず一方で、本県は女性の管理職も多く、県外の方からは、高知は仕事でも家庭でも自分らしく自由に活躍している女性が多いという声もお聞きするところです。

これらを踏まえまして、制作する動画のイメージを、右端の黄色の枠内に例示しています。できるだけたくさんの若者の価値観と一致し、共感していただくことができますように、実際に県内にU・Iターンをされて生き生きと活躍されている若者のリアルな姿を、この10パターンの動画で御紹介していくことで、本県の強みや可能性を発信していきたいと考えております。

例えば、①から④の仕事の動画では、IT分野など若者に人気の高い企業などが高知にも増えつつあります。若者の様々な希望に対応し、活躍できる環境が整ってきていることを発信したいと思います。次の⑤から⑧の暮らしの部分では、本県ならではの暮らしの強みの部分を、⑨と⑩の共働き・共育てにつきましても、県民運動の推進により若者が自分らしく活躍できる高知に変わりつつあるというメッセージを、それぞれ発信していきたいと考えております。

最後に、下段のスケジュールを御覧ください。このプロモーションは、9月2日に知事と市町村長、経済団体の代表の皆様が行いました共働き共育て共同宣言の下に取組を強化していく県内プロモーションと共通したコンセプトで進めてまいります。また、今月下旬には関西プロモーションにおける記者発表がございますが、こちらで本事業について事前告知を行っていただくなど、各プロモーションと連携しながら相乗効果が得られるよう取り組みます。

動画につきましても、最速で11月から制作の取りかかりとなりますが、全10本の完成を待たず、少しでも早く情報を発信していくため、12月下旬の記者発表の場で先行して完成させる3本以上の動画を御披露し、広告展開のスタートを切ります。これと同時に、東京・大阪での電車広告を1週間、また、ターゲットの方々に直接届けるウェブ広告は約1か月間配信します。さらに1月、2月にも同様に、順次完成した動画を発信してまいります。このように、年末から大学生が就職活動を本格化する年度末にかけて、切れ目なく連続性を持たせたプロモーションを展開してまいります。

御説明は以上です。

◎三石委員長 質疑を行います。

◎下村委員 今回のプロモーションでアプローチしていく取組はすごく大切なことだと思います。それから、アンケートを取って、ある程度ターゲットを絞っていくやり方もすごく大切なことで、やり方は間違っていないと思うんですけど、1点だけ確認したいのが、今回こうやってアンケートに答えてくれた人たちに本当に刺さる動画がつくれているのかの検証はどうやってするのかなどと思ってですね。例えば、アンケートで答えてくれた方たちに、この人にはこういう動画が刺さるであろうというプロモーションビデオができたときに、もう1回その人に見てもらって、確かにこれを見れば自分も行きたいという気持ちが起こるといったような検証ができてなければ、自分たちの思いだけが先に走ったようなプロモーションビデオをつくっても意味がないと思うんです。その辺はどういうやり方でやるのでしょうか。

◎泉移住促進課長 今回、デジタルマーケティングの手法を活用して発信してまいりますけれども、このデジタルマーケティングにおきましては、例えば発信する対象の方々の属性、年代、性別、さらに興味・関心を細かくデジタルデータで把握しております。それを設定しまして、例えば仕事の関心のある方、それから趣味に関心のある方、そうした方々の層をあらかじめ設定して、そこに配信していく手法を取らせていただきます。

このデジタルマーケティングの報告は、配信の結果につきましても、リアルタイムで、クリック数やクリックしてサイトを見に行ってくださいの方の数が把握できますので、委員のお話のように、今回のヒアリングの対象の方お1人お1人に確認までは、なかなか難しいかもしれませんが、そうしたニーズを持った方にしっかり届けて、その反応を数字で確認するという形で検証していきたいと考えております。

◎下村委員 自分が思うのは、プロモーションビデオをつくっていく段階のときに、そういうアンケートに答えてくれた人たちの意見もちゃんと反映されているのか検証をしながら、最終的にできるというステージがすごく大切なことなのではないかと思うんですけど、その辺りの作り方はいかがでしょうか。

◎泉移住促進課長 今回の動画の作成に当たりましては、まず、UIターンサポートセンターと当課の若手の女性職員にも様々な意見を伺っております。その中で、活躍といっても自分事と捉えられるようなリアルな方をしっかりと発信していくと良いのではないかなという意見もいただいております。併せまして、今回、調査に御協力いただいた方々につきまして、所管は政策企画課になりますけれども、少し参考の御意見をいただけるような手だても考えてまいりたいと思います。

◎下村委員 ぜひ、そこら辺が本当に刺さるような、そこがきっかけになって高知へ行きたいと思えるようなものをよろしくお願ひしたいと思ひます。

◎大石委員 今回のデジタルマーケティングの予算で確認なんですけど、令和5年度の新規

事業でU I ターン情報発信事業委託料で今回と大体同程度の予算がついて1年間やって、今年度の当初予算ではこれは落ちたというか1年で終わっていて、今回また補正に似たような感じの予算が出てきたなど受け取っているんですけど。これは、1年間やってきて、1回アンケートを取ってもう一度構築し直すから当初から落とされたのか。どういう経過なんでしょうか。

◎泉移住促進課長 今回の事業につきましては、当初では想定しておりませんでした、上半期のこの調査結果を踏まえてどういうプロモーションをしていくかということで、補正で組み立てたものでございます。今年度のデジタルマーケティングの事業は、まだアクセスできていませんが、移住関心層の方をしっかりと把握して、センターで様々なイベントを打っておりますので、そちらへ誘導していくことを主眼に広告を配信しております。

今回のプロモーションにつきましては、大きく違いますのはターゲット層ではないかと考えております。例えばデジタルマーケティングでは、先ほどお話をしましたような移住にある程度関心を持っていらっしゃる方を捕まえに行きますけれども、今回のプロモーションでは、希望の仕事がないのでそもそも高知にUターンする選択肢がないと考えていらっしゃる本県出身の方、いわゆる現在では潜在層という方にもアプローチをしていきたいと考えております。そうした形で少し違いも出して、手法としてはデジタルマーケティングで届けるという形で取り組みたいと考えております。

◎大石委員 今のお話を総合すると、同じデジタルマーケティングという手法はするけれども、令和5年度予算は同規模の予算でU I ターンをターゲットにやっただと。今回はU I ターンを希望する人だけじゃなくて、もっと幅広く、潜在的な人たちも対象にして新たに予算を組み直したということでもいいんですか。

◎泉移住促進課長 端的に申し上げますと、そうなります。

◎大石委員 そういう意味で言いますと、先ほど下村委員からどういう検証をするのかということでしたけど、令和5年度に1年かけて約2,400万円を使って、デジタルマーケティングでU I ターンの事業をやりました。それで、今年度の当初に乗らなかったのは目的を達成したのか、いまいち効果が上がらなかったのかがよく分からないんですけど、令和5年度事業の総括は、今回の予算にはどういうふうに活かされているんでしょうか。

◎泉移住促進課長 令和5年度のデジタルマーケティングの成果でございますけれども、令和5年度は県外に転出されている方を捕捉していくということで、スマートフォンの位置情報から県出身者を推定して、イベントやポータルサイトに導入する広告などを発信してまいりました。この結果、移住ポータルサイトのアクセス数が約90万件と令和4年度の1.5倍となり、現在のユーザー数も前年度の1.3倍に増加しております。こうした成果を踏まえまして、今年度のデジタルマーケティング事業も、さらなる移住関心層の拡大に取り組んでいるところでございます。

こちらのプロモーションですけれども、先ほど御説明しましたように、その前の段階の方も含めて、まずはしっかりと高知が変わっていくことをお伝えする発信をしまいいりませう。資料では左上の届ける媒体のところウェブ広告の表示回数約2,000万回以上を事業の目標として定めておまして、これをしっかりと達成していきたいと考えております。

◎大石委員　そういう意味では、令和5年度事業も訴求力があって効果が出たということですけど、それはどうして単年度で終わったんですか。

◎泉移住促進課長　失礼しました。令和5年度につきましては、県の移住促進課の事業として取り組み、成果が出ましたので、移住の実行部隊でございますUIターンサポートセンターに令和6年度は補助金という形をお願いして引き続き実施しているところで、説明が抜かっておりました。

◎横山委員　人口減を最重要課題として取り組む中の、本当にまずスタートのところだろうと思っていて、期待もしているところです。様々なアンケート結果もあったと思うんですけども、高知県が他県と違いますというのを、先ほどの下村委員の話と共通するけれども、刺さるといいますか、若者の受けを狙いに行くのも、それはそれですごく大事なことだろうと思います。高知県がどう違うのか、高知県の魅力というものを、他県との違いをしっかりと打ち出すものにしていただきたいと思うんですけども、その辺の意気込みを理事にお聞きしたいと思っております。

◎中村理事（人口減少・中山間担当）　首都圏、都会と比べた違いは、非常に際の立つ部分があるとは思っておりますが、委員がおっしゃったように、他県と比べた場合、特にUIターン以外の方をターゲットにした場合に、際を立てていくのは非常に大事だと思っております。それには発信だけではなくて、実態を伴う部分がとても大事だと思っております。例えば、今、知事が先頭に立って進めようとしております共働き・共育で、その原動力としての男性育休の取得向上辺りが、まず他の地方の道府県に比べて非常に高知はすごいんだというような、そうした辺りを早急にしっかりと見せられるものをつくっていくことも大事だと思っております。

◎横山委員　女性の管理職の割合が多いというのも女性にとっては本当に訴求力があることかなと思いますし、先ほど言われた実態のところ、移住促進課とはちょっと違うかもしれませんが、受皿のほうですね。ワーク・ライフ・バランスの企業の登録がこんなにあるとか、こういうことを実際に数字として示せることも、引き続き商工労働部等とも連携して、他県との違いを打ち出すようなプロモーションにしていきたいと思っております。

あと、新たなキャッチコピーも同時発表ということで、今まで高知家でやってきていませうけれども、高知家の認知度は相当高いですね。新たなプロモーションにおけるキャッチコピーが、高知家が余りにも浸透し過ぎている中において、ハードルと言うとおかしい

ですけど、どういうものをイメージしてやろうと考えているのかみたいなどころもあって、まだ検討中だろうと思うんですが、どういうものを考えられているのかを理事に答えていただければと思います。

◎中村理事（人口減少・中山間担当） 委託事業者の考え方、アイデアもお聞きしなければなりません、事務方で議論しているときには、高知家のロゴや言葉はそのまま残した形で、それにキャッチーな言葉をくっつけていくとかがいいんじゃないかという議論をしているところです。まだ事務方の考えではございますが、やはり委員がおっしゃったように高知家という考え方、イメージは非常に広く浸透しておりますので、この考え方である家族のように温かいというところも、多様な価値観を持つ方にしっかりアピールできる部分だと思っておりますので、これは残したい、生かしたいと思っております。

◎細木委員 せっかくつくった動画を活用するに当たって、UIターン、特にIターンの方をターゲットにするのであれば、観光客の方を県内でもぜひ活用したらどうかと思うんです。旅館とか駅、道の駅、観光案内所とかの場でぜひ活用したらどうかと思います。海外はなかなか円安で、国内旅行にシフトしていると思うので、そういう活用をしたらどうかと、これは提案です。

それと、エンジンとしてのUIターンサポートセンターについてですけど、ハラスメント事案があったことから、業務の改善が果たされてきているのか。ホームページを見たら求人が出ているので、受入れをしっかりと進めていくような人員体制になっているのかを教えてください。

◎泉移住促進課長 まず、観光を含めた発信でございますが、今回つくる動画につきましては、中身としては県内の若い方にも発信して、刺さるものもできてくるかと思っております。今回の予算としては、主に県外へのプロモーションでございますけれども、その予算の状況も見まして、県内、例えばおっしゃったような観光のスポットも含めて発信できるような形も考えてまいりたいと思っております。

それから、UIターンサポートセンターですけれども、現在、6月に立ち上げました第三者委員会で、ハラスメント事案につきましてはしっかりと検証作業を進めておるところです。センターの中の体制につきましても、理事長も交代され、職員のモチベーションを高めるような内部での学習、研修を増やしたりと非常に工夫をされて対応しております。私どももワンフロア一体で仕事をしておりますけれども、職員一人一人は移住という大きな目標に向かって、しっかり取り組む気持ちを持って頑張っていると考えております。

◎金岡委員 こういう各県のプロモーションを見ても、大体似ているんです。同じようなことをやられている中で、例えば自然とかでいうと圧倒的に北海道とか長野とかに負けてしまうんですね。でも、それが致命的なところではないと思います。ただ問題は、

この阻害要因の中にある働き続けられる安心感、あるいは給与や育児支援、給与がどんどん上がっていくのかというイメージがなかなかついていない。その紹介がされていない。そこに大きな問題があると思います。

子供ができて育児を始めるとかなり生活がしにくくなって離れてしまうこともありますし、現実に私のところでも、今年の年末に離れていくという方もいらっしゃいます。ですから、働き続けられる安心感を出さなければ、今後続かないのではないかと思います。逆に言うと、それがきちんと打ち出せれば、他県との差別化もできると思いますがいかがでしょうか。

**◎泉移住促進課長** 今回ヒアリング調査で判明したことのひとつとしまして、若い女性の方々が就職のタイミングで大手の就職エージェントから情報収集しているということで、実際に高知県内でもかなり大手の企業の情報だけを選択肢に入れている状況も少し見られるところです。県内には、中小の規模でもワーク・ライフ・バランスの女性活躍の取組も進んでおりまして、若い職員が子育てを経て働き続けられるような、キャリアアップをしっかりと考えていただいている中小規模の企業も増えつつあると考えております。こうしたことを、動画のイメージでは③のワーク・ライフ・バランスの充実ですけれども、そうした会社にお勤めになって、安心して働いておられる女性の方を取材して、そのリアルな思いを伝えていくという形で届けていきたいと考えております。

**◎金岡委員** やっぱり将来に不安のないように、キャリアアップなり、あるいは給与増なり、いろんなことがきちんとイメージできる形で作っていただければありがたいと思いますので、よろしく願いいたします。

**◎岡田（芳）委員** 今、金岡委員も言われたように、阻害要因とアピールの部分の関連といますか、どうつながっているのかと思いながら見ていました。阻害要因を減らしていく、安心して暮らせる、子育てができるという基盤をしっかりとつくっていくのがベースであるし、それなしに一時的に来てもがっかりされて、かえって高知のイメージが悪くなるということがあってはならないと思います。

移住促進として、そういう基盤をしっかりとつくっていくことを取り組んでいただきたいのが1点と、もう一つ、アピールという点です。やりたかった仕事が高知で実現できるといったときに、例えば山の仕事を、自然を生かしたカヌーとかもありますし、趣味を生かした仕事ができるとか、産業分野ごとのこういう仕事でやっていますという押し出し方、高知の自然や資源が生かせる輝くような仕事とつながった押し出し方ができることがあったらいいかと思ったりしたんですけど、その辺りはいかがでしょうか。

**◎泉移住促進課長** まず、しっかりとした受皿の基盤と申しましょうか、そちらが本当に移住をしていただくためには、何よりも大事でございます。希望にかなう仕事、住まいの確保につきましては、各部局や市町村の皆様の今後の取組の強化が重要と考えております

けれども、移住としましても、その後押しができるような形での発信が大事だと思っております。

先ほどおっしゃった産業のそれぞれの強みでいきますと、今、移住ポータルサイトでも、農業、林業、水産業の各部局のコンシェルジュの情報をしっかり支援制度とともに掲載しております。それから、地域おこし協力隊など、多様な働き方という面でも掲載の内容を充実しているところですが、こうしたことも動画の発信の要素に加える形で構成していきたいと考えているところです。

◎岡田（芳）委員 しっかり取り組んでいただきたいし、高知の魅力が本当に全国に伝わるように発信していただければと思います。

◎大石委員 この若年人口という定義は何歳ぐらいからですか。

◎泉移住促進課長 今回の対象は、34歳以下の方としております。

◎大石委員 以下だと、いわゆる中高生とか子供も入るということですか。

◎泉移住促進課長 移住のプロモーションでございますので、18歳以上の社会に出られた方々と考えております。

◎大石委員 何で聞いたかといいますと、この後は教育委員会ですけど、教育委員会が地域みらい留学に今力を入れてやっています。本会議の答弁の中でも、移住にも資するという事で全庁的に取り組んでもらいたいと言っていますけれども、なかなか地域みらい留学は、そういう団体を通してのPRしか今のところはできてないんです。このデジタルマーケティングは、まさに効く部分があるんじゃないかと思うんです。部局の壁はあるかもしれませんが、ぜひそういうところも議論していただいて、せっかく何種類も動画をつくられると思いますので、例えば中学生に刺さるような動画もできるかもしれないですし、そうすると地域みらい留学の中でも高知県が頭一つ抜けて認知度が高まることにもなるかと思っております。今回そういう定義で18歳以上となっているのであればもう仕方ないですが、ぜひ議論をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

◎泉移住促進課長 地域みらい留学につきましては、今年8月に教育委員会で初めて大阪でのPRを実施されました。ここに、UIターンサポートセンターと連携して打ち出していこうということで、センターでは協力隊員の方の確保を中心に、同じフェアという位置づけで相談会をさせていただいたところがございます。

初めての取組ですごく集客が伸びたということではありませんでしたが、教育委員会でも地域みらい留学などをPRしていくことで、移住では子育て世代のアピールにもつながることも見えてまいりましたので、この取組を来年度も教育委員会と相談をして、継続できればと考えております。しっかり連携してやっていきたいと思っております。

◎大石委員 そういう連携が始まっているのであれば、まさにこのショート動画が一番刺さるのはそういう世代だと思いますので、ぜひ検討いただきたいと思っております。

◎西森（美）委員 この事業は、委託先は広告代理店等になると思うんです。契約の方法と、どれぐらい手を挙げてくださると見込んでいるかを教えてください。

◎泉移住促進課長 今回の事業ですけれども、主に動画の制作と広告の配信、それと記者発表と電車広告といった都市型のプロモーションの2本に分けて、公募型プロポーザル方式で募集をしたいと考えております。12月にはスタートを切りますので、先日事業の説明会も開催させていただきました。その中で、非常にありがたいことに、両方10社以上の会社が説明会に参加して下さり、多くの選択肢が得られるのではないかと考えております。

◎西森（美）委員 公募型のプロポーザルということで、先ほど委員からもいろいろ御指摘があったような内容を、県として何を仕様書に入れていくかがとても大事になってくると思うんですけれども、目標の設定の仕方はどのように考えていますか。例えば、大石委員からあった昨年度のデジタルマーケティングの場合は、ポータルサイトへの閲覧やユーザー数がこうなったということで、結果としてそうなったというよりも、ある程度目標を設定されての結果ではなかったかと思うんですけれども、今回の場合は、事業効果として見るときの目標設定はどんなものか教えてください。

◎泉移住促進課長 特に動画につきましては、先ほど少し申し上げましたが、まずは広告の表示回数2,000万回以上を大きな目標にしたいと考えております。この2,000万回以上というのは、移住の年間最大の県外相談会で毎年夏と冬に暮らしフェアをやっており、今年の6月の暮らしフェアでは、1か月の広告で600万回の表示回数を獲得できております。

今回のプロモーションでは、3回に分けて配信しますので、単純に3倍しますと1,800万回となりますけれども、よりよい動画をつくるということで、この2,000万回に乗せていく目標を達成したいと考えております。

◎西森（美）委員 この目標の設定について、実際に何人ぐらいが帰ってきたのかを見るのはなかなか難しい部分もあるかと思うんですけれど、先ほどの御説明では潜在的な層にしっかりアプローチをしていくということなので、目標設定は承知しましたので、御努力いただきたいと思います。

◎三石委員長 それでは、質疑を終わります。

以上で、移住促進課を終わります。

以上で、総合企画部の議案を終わります。

#### 《報告事項》

◎三石委員長 続いて、総合企画部から2件の報告を行いたい旨の申出がありますので、これを受けることといたします。

まず、高知龍馬空港新ターミナルビル整備案の変更について、交通運輸政策課の説明を求めます。

## 〈交通運輸政策課〉

◎後藤交通運輸政策課長 総務委員会資料の報告事項、2ページを御覧ください。高知龍馬空港新ターミナルビル整備内容の変更について御説明させていただきます。

高知龍馬空港の新ターミナルビル整備につきましては、官民の関係者で構成します高知龍馬空港・航空ネットワーク成長戦略検討会議におきまして、国際線の需要回復のめどが不透明な状況の中にあつたことから、需要創出リスクを踏まえ可能な限り簡素化し、国際線を主としながらも、国内線も活用可能な整備案が昨年10月に承認されておりました。その整備案につきましては、資料左側の黄色の点線でお示ししており、概要は右の表の左側のとおりです。

一方、これまでの間、本県におきましては、台湾の定期チャーター便が就航し、平均搭乗率は9割を超えるなど好調を維持、また、実際に仮施設で利用者から様々なお声をいただき、利便性の向上などについて新たな気づきがあつたこと。さらには、国内の地方空港で国際線の新規就航が相次ぐなど、社会経済活動の回復に伴いインバウンド需要を取り巻く状況が大きく変化してきておりました。

こうしたことや、新ターミナルビルは将来数十年にわたってインバウンド観光の要となる施設であることを踏まえ、基本設計を進める中、空港の関係者から利便性の向上や安全性の確保、また、他空港と一定競争性を持った施設の充実、さらに、議会からも商用スペースの追加などについて御意見をいただいたところです。

それを受けて改めて必要面積を精査することにより、一定の面積の減を図る一方で、いただきました御意見に対応しまして、旅客の快適性や利便性ととも、空港スタッフの旅客対応力の向上を図るため、必要面積が増加しました。

今回の変更案は、左下の図で水色の線でお示ししているものですが、左側の白い建物は高知空港ビルが所有する附属棟で、こちらの撤去が必要になるため、その機能回復として新ターミナルビルに同様の機能を含めて整備することにより、合計625平米の面積増となったものでございます。変更案の整備規模は、右の表にありますとおり、4,001平米、整備費用は36.54億円を見込んでおります。工期は後ほど御説明させていただきます。

変更の内容について個別に御説明させていただきますので、3ページをお願いします。

まず、3整備面積は、こちらの表にまとめさせていただいております。変更の検討に当たって、①で改めて必要面積の精査を行うことによりマイナス381平米、②で旅客の利便性向上や保安上の観点から国際線出発ロビーを新設することなどによりプラス344平米、③でC I Q関係者からの指導に対応することなどによりプラス433平米、これらを合わせますと、当初の整備案から396平米増加しております。加えまして、④で先ほどの附属棟の撤去などに伴い必要となる機能回復によりプラス229平米。合計しまして、全体で625平米増の4,001平米となっております。

次に、4 整備費用について御説明します。承認案でお示ししておりました19.48億円から、表を御覧いただきまして、①今回の計画変更に伴う面積増などによりプラス3.51億円。②昨今の資材価格の高騰、労務費の上昇とともに、変更に伴い必要となりました設備の追加によりプラス6.18億円。③耐震性を強化することによりプラス4.05億円。加えまして、④消費税の追加によるものがプラス3.32億円となり、合わせて17.06億円増の36.54億円となる見込みとなっております。

このうち、耐震性の強化につきましては、昨年 of 整備案におきましては、民間の建物に求められるレベルの耐震性は確保しておりましたが、基本設計を進める中で、今後行う構造計算の結果によっては、官庁施設としてさらなる強化が必要となる可能性が判明したため、最大4.05億円の増額を今回見込んでいるものです。また、消費税の追加につきましては、空港整備の工事費について打合せを行ってきた中で、専門業者においては工事費と消費税は別物という認識でした。一方で、県側は工事費に消費税も当然含まれているものと思込んでいたことが今回の追加の原因となったものです。今後、このようなことがないよう確認を徹底してまいります。

次に、5 経済波及効果につきましては、現在運航している台湾定期チャーター便が将来的に定期便化され、現在と同じく週2便、年間104便運航された場合という前提で計算して、年間5.3億円を見込んでおります。

次に、完成時期につきましては、表の下の変更案を御覧ください。令和8年秋に県が行う新棟工事が完成予定であることから、同時期より一部供用を開始し、全面供用開始は令和9年春の予定に修正しております。今回の見直しの検討を行ったことにより、基本設計や実施設計に遅れが生じたこと。工期については、既存ビルとの同時施工などによる短縮を今後検討してまいります。現時点では不確定要因があるため、県工事終了後に既存ビルの改修を行う工期をお示ししております。

以上、御説明した内容につきましては、先月9日に開催しました検討会議におきまして御承認いただいております。今後、議会にお諮りする議案としましては、2月議会で建築工事及びPBB製造の予算議案、6月議会でPBB製造の契約議案、9月議会で建築工事の契約議案について予定しております。

4 ページをお願いします。県及び空港ビルの整備費用の負担内訳について御説明します。新ターミナルビルの工事は、新棟部分は県が発注、既存ビルの改修部分は空港ビルが発注することを基本として分離する予定としております。

工事費負担につきましては、2の令和6年9月変更案を御覧ください。マルb、新棟のうち内際共用部分である搭乗待合室を除く3,078平米は県負担、マルaの新棟の内際共用部分及びマルcの既存ビル改修を合わせた923平米は、県及び空港ビルが税抜費用の2分の1ずつを負担、消費税については空港ビルが全額負担とする方向で、空港ビルと協議し

ているところでございます。

具体的な金額としましては、表の右から2列目の県負担の合計欄に記載のとおり、県の負担は約33億円余り、空港ビルの負担は約3億5,000万円を見込んでおります。

5ページをお願いします。新空港ビルの運営に必要となるランニングコストの試算について御説明します。新ターミナルビルの管理運営につきましては、空港法に基づき、高知空港ビル株式会社に指定管理委託により担っていただく予定としております。先ほど、4ページでお示しましたとおり、新棟は内際共用部分を除き県が所有するため、その運営収支がマイナスとなった場合は県が費用負担をすることになります。家賃収入や使用料などは最終的に関係者と協議する中で決定していくこととなりますが、現行の週2往復の運航により試算した場合、資料の令和6年9月承認案の一番下の列に記載のとおり、ランニングコストは年間3,270万円を見込んでおります。

金額としましては、左側の欄ですけれども、令和元年度にお示ししました約5,000万円から3分の2程度に減少しております。国際線ターミナルビルは、整備費用や運営委託料が一定必要となりますが、一方で、年間5億3,000万円の経済波及効果が見込まれます。本県経済の活性化につながるよう、整備にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、高知龍馬空港新ターミナルビル整備に伴います吉田茂元内閣総理大臣の銅像の移設について御説明させていただきます。6ページをお願いします。これまでの経緯につきましては、資料に記載しているとおりでございます。

銅像は、平成24年に県道高知空港インター線などの整備に当たって移設され、現在は資料左下の航空写真のオレンジの四角の位置に設置しております。今回の新ターミナルビルの整備エリアに重なりますことから、やむを得ず移設が必要となっております。移設先は、現在の位置から少し西側の国内線ターミナルビルの入り口横にさせていただきたいと考えております。移設後のイメージは、資料右下にお示ししているとおりです。

説明は以上でございます。

◎三石委員長 質疑を行います。

◎岡田（芳）委員 まず、消費税が抜かっていたというお話でしたけど、もう本当に初歩的な問題だと思うんです。こんな設計などはいつもやられていることで、どうしてこんなことが起きたのかを改めてお聞きしたいと思います。

◎後藤交通運輸政策課長 空港ターミナルは一般的には民間が整備するところから、今回相手企業から、先ほど御説明しましたとおり整備費と消費税は別ということで県に示されていたという状況でございます。

◎岡田（芳）委員 それで県の頭には全然入ってなかったということですね。

◎後藤交通運輸政策課長 示された数字は消費税が当然含まれているものと県は認識していたところでございます。

◎岡田（芳）委員 以後、しっかり確認いただくということでお願いいたします。

あと、経済波及効果が5.3億円という御説明だったんですけども、当初、波及効果の資料なんかも頂いたような記憶があるんですけども、今回裏づけとなる資料は頂けるのでしょうか。どういう計算の上に5.3億円が出たんですか。

◎後藤交通運輸政策課長 資料を御提供させていただきます。

◎岡田（芳）委員 あらかたこういう計算で5億3,000万円が出たというのは、御説明いただけますか。

◎後藤交通運輸政策課長 外国人の観光客数に旅行消費額を掛けまして、県の産業連関表の数字である生産誘発倍率を掛けた数字となっております。具体的には、外国人の観光客数につきましては、定期便化になることで、高松空港の搭乗率78%を現在のチャーター便の180席に掛けて、あと、観光庁で出している高松空港の外国人比率73.5%を掛けて、年間の104便に掛けた数字が観光客数という形で計算します。

旅行消費額につきましては、こちらも観光庁でデータがあり、2万7,000円余りに県内の宿泊数で1.6泊を掛けた数字となっております。具体的には、1万732人掛ける旅行消費額が4万3,427円で、これに生産誘発倍率として1.138を掛けて、5.3億円という計算になっております。

◎岡田（芳）委員 1.6泊するという見立てですよね。前はもう少し泊まるような記憶があるんですけど、分かりました。

あと、180席に乗ってこられるということですがけれども、今、飛行機は大型化の方向ですが、航空会社は小型化の志向だということで200席以内の機種を選んでいるような傾向も見られるんですけども、飛行機の大きさはどういうものを想定しているんですか。

◎後藤交通運輸政策課長 現在の台湾の定期チャーター便が180席となっておりますので、基本的には180、200席程度の飛行機が来るという前提で設計しております。

◎岡田（芳）委員 あと、国際線でいえば、四国では高松空港、松山空港もやっていて、徳島空港も始めました。そういった点で、この四国の中でのお客さんを獲得していく、需要を高知に迎えるという点では、高知独自の取組も必要だろうし、四国の連携も必要だろうし、県としてはどういう考え方で支援されていくんですか。

◎後藤交通運輸政策課長 国際線の誘致となりますと、担当部局は観光振興スポーツ部になりますけれども、我々としても整備をするからには、当然積極的に誘致に取り組んでいきたいと考えております。今、国際線が他空港でどんどん増えている状況にございますので、高知県としても、今の定期チャーター便2便だけではなくて、さらに増やしていきたいと考えております。

◎岡田（芳）委員 あとは貨物ですよね。物を航空便で運ぶ場合、運び方もいろいろあると思いますけれども、その辺は他の国際空港はどんな取組をされているかの調査の予定は

ございますか。

◎後藤交通運輸政策課長 他空港の状況はまだ把握ができてないんですけども、エアラインに聞いてみますと、なかなか旅客の荷物だけでも相当な量になるということで、貨物というところまでスペースが確保できるかどうかと言うお話は聞いております。

◎岡田（芳）委員 予算規模も、当初の19億円から36億円でプラス17億円とほぼ倍化ということなので、なかなかの規模になってきていますけれども、マイナスになればまた県も出費が出てくるというお話ですので、しっかり取り組んでいかなければならないと思いますし、やってほしいと思います。要請です。

◎下村委員 自分は2点。1点はもう本会議でお話しましたので、ほぼ要望に近い話なんですけど。部分供用を開始していただくのは令和8年の秋口ぐらいということだったんですけど、できるだけ前倒しできるものであれば、本当に少しでも早くあの状況を改善してあげられるような体制をやっていただきたいということがまず1点です。

それともう1点が、台湾の定期便化を現地側もぜひやりたいと望んでおられるという話だったんですけど、この定期便化の申請ですね。実際に国土交通省なりに申請を出すとかのやり取りが出てくると思うんですけど、全面供用になってから始まるのか、それよりも前からできることを見越してある程度早めにやって、全面供用と同時に定期便化に移っていけるのか。その辺りのスケジュール感はどんな感じなんでしょう。

◎後藤交通運輸政策課長 まず、1点目の整備の早期化につきましては、今後、詳細設計を進めていく中で取り組んでまいりたいと考えております。

次に、定期便化の話ですけども、まずは定期便化の前提となりますターミナルの整備という形になりますので、全面供用が基本で始まるかと考えております。定期便化に向けた前進になるかと思えますけれども、その後、搭乗率など実績を重ねることで、定期便化に近づいていくと考えております。

◎細木委員 空港ビル株式会社の中期経営計画を見たんですけど、この中で、既存のビルはもう築41年でかなり老朽化をしていて、今後の建物の改修について工科大に委託して調査されたと思うんです。そのときは、南海トラフ地震が2045年に来ると想定して、全体の建物を建て替える、それまではこの建物を耐震化も含めて使っていくという調査報告書があったと思うんです。

そのことを考えたら、今回の36億円をかけて、既存の建物も含めて建物自体のトータルコストというか、南海トラフ地震も含めて、36億円が本当に妥当かはっきり言えるかという根拠というか、そういうものを示してほしいと思うんです。建物全体をこれからどう使っていくかも含めて、どのように考えているんでしょうか。

◎後藤交通運輸政策課長 今回、国際線ターミナルの整備という形で進めていこうとなっておりまして、空港の既存ビルの部分まで議論が進んでいない状況でございます。

◎細木委員 既存部分の耐震化はどうなっているかも分からないんですけど、41年経っていることで、新・新耐震基準ではない、新耐震基準で建てられていると思うんです。東日本大震災で空港がかなりダメージを受けたのがイメージとして想起されるんですけど、どのように空港の施設を安全に運営していくかという観点も、これからも含めて検討して、県民に対して胸を張って言えるような状況にしないといけないと思いますので、よろしくをお願いします。

◎上田副委員長 先日、観光議員連盟の会が愛媛でありまして、4県代表が集まって話をする中で、台湾の定期便は高松も松山もあるんですけども、高松の方がおっしゃるには、インバウンドはどんどん入ってくるけど、アウトバウンドですね。帰りの便が問題になっているらしくて。本会議でも質問したように、ソウル便も四国内で多く運航していますし、台湾便はもちろんですけども、その辺はどうお考えですか。連泊しますから、帰りはどこで乗るか分からないです。

◎後藤交通運輸政策課長 おっしゃるように、アウトバウンドの部分も課題といたしますか、今は9割を超える平均搭乗率ですけども、引き続き9割を超えることを目指すためには、アウトバウンドも重要だという認識はしております。今年度の課の事業としても、パスポート取得応援事業もやっております。高知県内は全国と比べるとパスポート取得率が低いこともあり、そういったパスポート取得の支援から始めまして、引き続きアウトバウンドの強化といたしますか、増やしていくように取り組んでいきたいと考えております。

◎横山委員 吉田茂先生の銅像の移設ですけど、よく見える正面に移るので、これはこれでいいなと思っています。すごく見やすいところに置いていただいてさらに人目につくので、今まで以上に管理もしっかりしていただきたいという要望でございます。あと、現状の写真で見ると近くに行けますけど、この下の移設イメージで見ると花壇があって中に入れない状態ですか。

◎後藤交通運輸政策課長 イメージで、今の場所で移したというもので、このままというわけではありません。

◎横山委員 ぜひ近くに行って一緒に写真を撮ってもらったりというのも、すごく高知県のPRになると思いますし、せっかく移設する以上は、その辺もまたいろんな工夫を凝らしていただきたいと思います。

◎金岡委員 3ページの完成時期のところは分かりにくいんですが、ネットワーク会議の承認案と変更案が、令和5年度で基本設計・実施設計があつて同じように進んでいるんですが、どのように解釈したらいいんでしょうか。

◎後藤交通運輸政策課長 設計の委託契約は令和5年度の令和6年2月に契約しておりますので、そこをスタートとして記載しておりますので、その部分は変わらない状況です。

◎金岡委員 そうなんですけど、承認案と変更案が同じように進んでいるじゃないですか。

◎後藤交通運輸政策課長 変更案は、変更の検討も含めて基本・実施設計の中で修正を加えたという形になりますので、同じ形に表記している状況です。

◎金岡委員 案があって、そこである一定のタイムラグがあって、変更案という形であればよく分かるんですけども、同時進行で変更案が考えられるというのはどうなんですかということですか。

◎松岡総合企画部長 今回は基本設計をしている中で、改めて周りからお話をいただいて変更したということで、基本設計の期間中に見直し案を構えたことで、ちょっと表現の仕方が分かりにくいかもしれませんが、手続としてはこういう流れでいく中で主には基本設計の間で変更を検討したと御理解いただければと思います。

◎三石委員長 質疑を終わります。

続いて、とさでん交通の経営状況について、交通運輸政策課の説明を求めます。

◎後藤交通運輸政策課長 とさでん交通の令和6年度第1四半期の経営状況等について、とさでん交通から提出のあった資料で御報告させていただきます。

8ページを御覧ください。こちらは、とさでん交通が設立された平成26年10月から令和5年度末までの業績推移を示したものです。このグラフは6月の委員会で報告させていただきましたので、説明は省略させていただきます。

次に、9ページをお願いします。令和6年度第1四半期の会社全体の経営状況をお示したものととなります。まず、表の中段やや下の赤字部分、本業の利益を示します差引営業損益は、令和6年度は1億4,000万円の赤字で、昨年度の1億9,800万円の赤字から5,800万円改善されております。一番下の当期損益ですが、令和6年度は1億2,600万円の赤字で、昨年度と比較して6,300万円の改善となっております。

10ページをお願いします。令和6年度第1四半期の実績を部門ごとにお示したものです。左側の表が軌道事業、電車で、右側の表が路線バス事業です。軌道事業、路線バス事業ともに、一番上の主に運賃収入になります営業収益は、昨年度と同水準となっておりますが、一番下の差引営業損益は、昨年度と比較し改善しております。

11ページをお願いします。折れ線グラフの表が2つございまして、上が軌道で電車の利用者数、下が路線バスの利用者数の推移となり、赤色の点線が令和6年度第1四半期の利用者数です。上段の表の軌道事業につきましては、第1四半期における各月の利用者数の合計は、令和2年度以降で最も高い水準に回復しております。下の表の路線バス事業については、水色で示しました昨年度と比べて、利用者数が減少しております。減少の要因としましては、昨年度はらんまんの放送に合わせたMY遊バスの臨時便の運行などにより、利用者数が例年に比べて多かったことが挙げられます。

12ページをお願いします。左側が高速バス事業、右側が貸切バス事業となっております。高速バス事業、貸切バス事業ともに、一番上の営業収益と一番下の差引営業損益を見てい

ただきますと、昨年度と比較し増収・増益となっております。

13ページをお願いします。その他の部門の状況も含めた全社の第1四半期の実績は表のとおりとなっております、一番下の営業損益は、昨年度と比較して5,800万円の改善となっております。

14ページをお願いします。ここからは、とさでん交通の収支改善策の取組状況等についてお示ししたものです。年度途中ですので、こちらについては説明を省略させていただきます。

最後に、今年度の第1四半期の状況について、会社からは、台湾からの定期チャーター便やクルーズ船などインバウンドが好調なことに加えまして、国内の団体旅行についても回復傾向にあり、足元は好調に推移している。一方で、運転手不足により、路線バスの再編を余儀なくされていることに加え、貸切バスについては予約に十分に対応できていない。高速バスについては、一部の路線の再開ができていないなど収益の上積みが難しいというお話を伺っております。

県としましては、引き続き沿線市町、会社と連携し、経営安定化とともに、運転士確保にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

◎三石委員長 質疑を行います。

◎大石委員 今年、総務委員会で北海道に行ってきました、いわゆる上下分離も見てきたところです。修繕費も年々上がっていますし、非常に会社としては厳しいのかなと思います。この数字を見ると、今回に限らずいつもながら思うんですけども、路線バスを全部やめたらとさでん交通は健全経営ということが明らかだと思います。民間企業であれば、当然、路線バス全部やめますということだと思いますけれども、そうでないから続けてもらっているところをどういうふうに我々も考えたらいいのかなと思います。そういう中で、先ほど課長から、高速バスが一部路線再開できてないとのことで、まずこの要因についてお伺いしたいと思います。

◎後藤交通運輸政策課長 先ほど言いましたように、運転手不足が前提でありまして、そういう中で、路線バスに一定運転手を確保しないといけない状況でございます。

◎大石委員 なぜ運転手不足なのかですけれども、当然、処遇の問題がありますし、もう一つは、バス路線をやはり減らせないからそこに運転手を投入しているということだと思いますね。だから、本来もうかる路線である高速バスに人を入れて収益を上げなければならぬけれども、ぎりぎりまで人員を削減して、赤字路線を維持するためにそこに人を先に張りつけているわけですね。本質的に、公共交通と言いながら、株主は県ですし、本当にこういう状態でいいのかなと。対応をもう少し考える余地があるのではないかと。今年の当初予算から、路線バスに関して国の支援を待たずに県で独自で引き上げたりと御努

力されているのはもう重々承知はしているんですけども。今認識されているように、当然、運転手がいなければ収益を上げられない。けれども赤字部門には張りつけないといけない。けどそのしわ寄せで給料も上がらないし、人も新しく来ないから、収益部門も再開できないと。こういう状況をどうお考えかお伺いしたいと思います。

◎後藤交通運輸政策課長 おっしゃるとおり、とさでん交通としては運転手を路線バスに持っていくことによって、増収の部分で取組ができていないと認識をしております。ですので、今年度、運転手確保に向けた事業も新たに取り組んでおりますし、赤字路線の1キロ当たりの単価も全国レベルに引き上げての支援はしておりますけれども、なかなか完全にと言いますか、そこまでは至っていないと考えておまして、引き続きそういった強化策の検討を進めたいと考えております。

◎大石委員 苦しい中でお話をいただいて大変恐縮です。責めているわけではないんですけども、この数字を見ても、恐らく企業としてもせつかく一生懸命頑張って広告などで収益を上げる。そして、処遇改善と言いながらも人件費をカットする、あるいは仕事をカットする。そういう血のにじむ努力で生み出したお金を、路線バスの運行の補填に充てているということで、悪い言い方をすれば、生かさず殺さずやっているというのがこの数年じゃないかなという気がしますし、そういう中で会社の士気が上がるのかなとも思います。毎年毎年少しずつ踏み込みながら応援していただいているのは重々承知しているんですけども。やはり運転手の皆さんも人生がありますから、中長期的に本当に自分が人生設計として、ちゃんとキャリア形成できる、生活ができるという環境がない限りは、安定して人が来たいと思える職場にならないと思いますし、今いる社員の皆さんもやりがいという面で、せつかく稼いでも結局路線バスに赤字補填されて自分たちにはね返ってこないことがどういう状態なのかと思うんです。ぜひそういった意味では、いつも繰り返しのお願いになりますけど、抜本的に、中長期的に、本当に公共交通を高知県がどう考えるのかという中で、とさでん交通をどういう企業として存続させるのか、協議をしていくのかをぜひまた御検討いただきたいと思います。

◎松岡総合企画部長 まさにおっしゃる状況で、一企業に今までの努力で支えてきていただいていたが、それだけではもう限界が来ているのではないかと我々も認識しております。そういったことで、今年度、高知市、いの町、土佐市、南国市、それにとさでん交通も加えまして、先ほども出ていましたが、バスと電車の並走をどういうふうにしていくかの勉強会を始めておまして、現在その試算とかいろんなことをやっています。

県民の皆さんは不安に思っていますので、中長期的にどういった公共交通の在り方がよいかをできるだけ早く検討して、皆さんにお示しをしていきたいということで、今年度取組を開始しておりますので、また一定整理ができましたら皆さんに報告をさせていただきます。

◎細木委員 来月から値上げということで、14ページに書いているようにP L効果ではかなり高いものにはなると思うんですけど、暮らしが大変な中で、電車もバスも上がる、減便された上に上がるということなので、本当にこれは大変だなと思うんですけど、上げる一方でサービスを向上するというようなことはないのでしょうか。定期代の割引とか何かないんですか。

◎後藤交通運輸政策課長 電車バスの乗り継ぎ割引の拡充がされるそうです。

◎三石委員長 質疑を終わります。

以上で、交通運輸政策課を終わります。

以上で、総合企画部を終わります。

#### 《総務部》

◎三石委員長 次に、総務部について行います。

それでは、議案について部長の総括説明を求めます。

なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑と併せて行いたいと思いますので御了承願います。

◎清水総務部長 それでは、資料に沿って御説明させていただきます。まず、今回の補正予算の概要につきまして御説明します。2ページ目をお願いします。

令和6年度9月補正予算（案）編成の概要でございます。今回の補正予算案は、南海トラフ地震対策の強化や経済の活性化、人口減少対策の強化など、速やかに対応すべき事業のほか、国費の内示状況を踏まえた公共事業などを計上させていただいております。

まず、下の歳出の表のうち、Bの補正額の欄の一番下の行ですけれども、総額で49億3,827万円の増額補正となっております。歳出の内訳としては、（1）経常的経費が6億1,000万円余りとなっており、これは移住プロモーションや南海トラフ地震の被害想定の見直しを行う調査などのソフト事業です。また、（2）投資的経費が43億2,700万円余りとなっておりますが、これは国費の内示状況を踏まえた公共施設のインフラ整備に係る事業費や住宅の耐震化に係る補助でございます。

これらの歳出を賄う上の表の歳入の補正につきましては、中段の（2）特定財源が35億600万円余りとなっております。この内訳は、国庫支出金が公共事業内示増分の国費や地域脱炭素移行・再エネ推進交付金など20億3,600万円余り、県債が13億8,000万円、その他は9,000万円余りとなっております。上段の（1）一般財源は14億3,100万円余りとなっておりますが、これは前年度からの繰越金や諸収入などを活用するものです。

以上、9月補正予算全体の概要でございます。

次に、総務部関連の議案でございます。

3ページをお願いします。第1号議案、令和6年度高知県一般会計補正予算のうち、総務部所管分として歳入の補正を提示させていただいております。

4 ページ、条例その他議案です。第 8 号議案、高知県行政手続条例の一部を改正する条例議案を提出させていただいております。

議案の詳細につきましては、後ほど担当課長から説明させていただきます。

次に、報告事項です。今回御報告しますのは、財政課から、今後の財政収支の見通しについてと令和 5 年度決算に基づく健全化判断比率等について、行政管理課から、令和 5 年度内部統制の評価について、市町村振興課から、令和 5 年度決算に基づく県内市町村の健全化判断比率等についての 4 件でございます。詳細については、後ほど担当課長から説明させていただきます。

最後の 5 ページ、主な審議会等の状況として、総務部に関する審議会等の状況について説明します。7 月 1 日から 10 月 3 日までの開催状況でございます。

まず、高知県公益認定等審議会ですが、今期は 7 月 24 日及び 8 月 22 日に開催し、諮問案件 3 件について審議し答申を決定しております。

次に、高知県行政不服審査会ですが、今期は 7 月 30 日、8 月 28 日、9 月 20 日に開催し、諮問案件 3 件について審議し、うち 2 件は答申を決定しております。

次に、高知県公文書開示審査会ですが、今期は 8 月 9 日及び 9 月 20 日に開催し、諮問案件 2 件について審議しております。

最後に、高知県公文書管理委員会ですが、今期は 7 月 9 日及び 8 月 6 日に開催し、諮問案件 2 件について審議し答申を決定しております。

審議会の開催状況につきましては、担当課長からの説明は省略させていただきます。

私からは以上であります。

#### 〈財政課〉

◎三石委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

初めに、財政課の説明を求めます。

◎星財政課長 補正予算議案、一般会計補正予算について御説明いたします。1 ページを御覧ください。歳入予算についての御説明です。

今回の補正予算に必要となる一般財源として、13繰越金について 5 億 1,000 万円余り、また、14 諸収入の 25 違約金及び延納利息 2 億 4,300 万円余りを増額する補正をお願いするものです。

繰越金については、決算剰余を補正予算の財源に充てるものです。違約金及び延納利息については、本県発注の地質調査業務に関して、独占禁止法違反行為が認定されたことを受け、契約書の規定に基づいて賠償金及び違約金の納付が見込まれることから歳入を補正するものです。納付に伴い、国庫補助金等の返還として歳出予算が必要となるものについては、その対応で必要となる財源の部分を所管課で歳入予算として計上しておりますが、それ以外の分は当課で一括計上をさせていただくものです。

詳細については、産業振興土木委員会で土木政策課から全体像を御説明する予定となっています。

以上で、財政課の説明を終わらせていただきます。

◎三石委員長 質疑を行います。

(なし)

◎三石委員長 質疑を終わります。

以上で、財政課を終わります。

#### 〈法務文書課〉

◎三石委員長 次に、法務文書課の説明を求めます。

◎梶原法務文書課長 それでは、当課からは第8号議案としまして、高知県行政手続条例の一部を改正する条例議案につきまして御説明させていただきます。

高知県行政手続条例は、行政運営における公平性の確保や透明性の向上を図り、県民の方々の権利利益の保護に資するため、行政処分や行政指導などの手続の進め方や、その際のよりどころとなる処分や審査の基準、行政指導の際の指針に関する規則などの規程類を策定する際の意見公募手続、いわゆるパブリックコメントの手続などを定めた条例でございます。

今回の条例改正は、1条例改正の趣旨でございますように、条例で運用している地方自治法において改正がありましたことから、同法の引用規定の整理をしようとするものです。

具体的には、資料中段の2条例改正の内容に新旧対照表をお示ししておりますが、今回の法改正において、地方自治法の第2編第11章を第12章に繰り下げる章ずれが生じたので、その部分に対応することとしております。なお、資料の下段にお示ししておりますとおり、今回の条例改正は公布の日から施行することとしております。

以上で、法務文書課の説明を終わります。

◎三石委員長 質疑を行います。

(なし)

◎三石委員長 質疑を終わります。

以上で、法務文書課を終わります。

以上で、総務部の議案を終わります。

#### 《報告事項》

◎三石委員長 続いて、総務部から4件の報告を行いたい旨の申出がっておりますのでこれを受けることといたします。

まず、今後の財政支出の見通しについて及び令和5年度決算に基づく健全化判断比率等について、財政課の説明を求めます。

◎星財政課長 まず、今後の財政収支の見通しについて御説明いたします。総務委員会資

料の2ページをお願いします。

収支見通しについては、作成趣旨としまして、財政運営においては、中長期的な展望の下、財政規律を維持しつつ、県勢浮揚と県財政の持続可能性の両立を図ることが重要であるとの観点から、毎年、中期的な財政収支の見通しを作成し、9月議会で御報告させていただいております。

本年度も、本県の決算状況や国の経済財政に関する試算なども踏まえ、令和12年度までの財政収支の見通しを作成しました。下段の中長期推計のポイントの1を御覧ください。財政調整的基金につきましては、上段の左側グラフにございますように、今後想定される大規模事業等を踏まえても、事業の効率化や平準化を図ることで、財政調整的基金の残高が確保され、安定的な財政運営に一定の見通しを立てることができたものと考えています。

ポイントの2つ目ですが、実質的な交付税である臨時財政対策債を除いた県債残高につきましては、上段右側のグラフにございますように、国の5か年加速化対策の活用等により、一時的に増加をしていますが、地方交付税措置率の高い国の加速化対策分等を除きますと、南海トラフ地震対策を含む必要な投資事業を実施しても中期的には近年の水準を維持できる見込みです。

他方で、ポイントの3にございますように、本県は歳入に占める地方交付税などの割合が高いことから、財政運営が国の動向に大きく左右されています。したがって、今後も国の動向をしっかりと注視し、引き続き国に対して積極的な提案を行いつつ、施策の有効性や効率性を一層高めるため、交付税措置率の高い県債の優先活用や事務事業の見直し、デジタル化の推進を徹底するなど、気を緩めることなく、安定的な財政運営に努めていく必要があると考えています。

3ページ目以降につきましては、前提条件など今回の試算の概要の資料を御参考におつけしています。説明は省略させていただきます。

以上で、1件目の今後の財政収支の見通しについての説明を終わります。

続きまして、資料の8ページを御覧ください。健全化判断比率等の状況について御説明させていただきます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、健全化判断比率、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率と併せて資金不足比率の状況について、決算を基に算定しています。令和5年度決算に基づき各指標を算定した結果、上の表のとおり、いずれの指標も早期健全化基準を下回るなどの結果となっています。

①実質赤字比率、②連結実質赤字比率は、一般会計等が27億円余りの黒字であったこともあり、両者とも黒字あるいは資金剰余がございましたので、いずれも該当がないものとなっています。③実質公債費比率は、一般会計等が負担する地方債の元利償還金及び準元

利償還金の標準財政規模に占める割合を示す比率です。令和5年度は11.7%となっており、地方債の元利償還金の増加などから、前年度から0.6ポイント増加をしているところです。

次に、9ページ、④将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債が標準財政規模に占める割合を示すものです。令和5年度は177.3ポイントとなっており、前年度から0.9ポイント増加しているところですが、こちらにつきましては、充当可能財源等の減少を受けたものです。

次に、その下の資金不足比率については、令和5年度決算において資金不足を生じた公営事業がなかったことから該当なしとなっております。

以上で、財政課の報告を終わらせていただきます。

◎三石委員長 質疑を行います

(なし)

◎三石委員長 質疑を終わります。

以上で、財政課を終わります。

次に、令和5年度内部統制の評価について、行政管理課の説明を求めます。

◎別府行政管理課長 今議会に令和5年度内部統制の評価結果を提出させていただいておりますので、その内容について御報告します。

まず、左上の1概要です。内部統制は、平成29年の地方自治法の一部改正に伴い、令和2年度から導入が義務づけられた制度です。本県では、令和2年3月に基本方針を策定し、法で定められている財務に関する事務に加え、個人情報に関する事務、コンプライアンスに関する事務を対象とし、令和2年4月から運用を開始しております。また、本制度では、毎年度全庁的な運用状況等々を評価した内部統制評価報告書を作成し、監査委員の意見を付して、議会に提出する仕組みとなっております。

次に、資料右上、2内部統制の取組は、全庁で取り組む自己評価項目に加え、過去の監査の指摘事項などを参考に事前に事務執行上のリスクを設定、把握し、それぞれの対応策を整備して日々の事務処理で不備が生じないように取り組んでおります。その上で、9月末に中間、3月末に最終の自己評価を実施し、事務の執行状況を点検するとともに、点検で確認された不備等については改めて対応策を整備するなどの見直しを行い、下の取組イメージにありますように、PDCAサイクルを回しながら取り組んでおります。

次に、下の段の左側、枠線で囲んだ箇所を御覧ください。令和5年度の評価結果についてです。最初の表は、財務と個人情報保護の評価結果をまとめたもので、不備については、財務で397件、個人情報保護で31件発生しておりますが、いずれも重大な不備はございませんでした。財務、個人情報保護ともに不備の件数が昨年と比べて増加しておりますが、これは制度が導入され5年目となりセルフチェック機能が高まったことで、所属内で不備が見つかり直ちに対処がされるなど、内部統制が機能している部分もあると考えております。

表の下のコンプライアンスについては、不備が3件発生しており、そのうちの2件が重大な不備となっております。重大な不備の2件の内容は、右側に記載をしております。いずれも県内事業者の商取引情報が流出したもので、1件目は、県からの情報提供依頼を受けた地産外商公社が、事業者に対して、本来提供すべきではない卸価格等の情報が含まれた販売実績データを提供したもので、2件目は、県内事業者の納品価格の入った商品提案リストを当該事業者の許可なく、県から第三者に提供したものです。

これらの対応策として、県内事業者等の情報を取り扱う際のマニュアル等の整備、コンプライアンス及び情報セキュリティの研修を実施したところです。また、臨時の政策調整会議を開催し、各部局に対して当事案の経緯を共有し注意喚起を行うとともに、内部統制のリスク評価シートに、職務上知り得た情報の取扱いと守秘義務に関する確認項目を新たに追加して、各所属で継続的にチェックすることとしております。

評価報告書においては、コンプライアンスに関する事務について重大な不備が発生したことから、内部統制は有効に運用されていないと評価しております。この評価結果は、8月に監査委員へ提出して、評価の経緯や、重大な不備の判断が適切に行われているかの審査を行っていただき、右側の監査意見にありますとおり、評価手順及び評価結果に係る報告書の記載は相当であるとの意見が付されております。その上で、この監査委員の意見を付した評価報告書を、今議会に提出させていただいたものでございます。

最後に、資料の一番下です。今回の評価を踏まえまして、こうした不備の再発を防ぎ、内部統制を有効に機能させるため、不備等の情報の共有や法令等にのっとりた会計事務、個人情報取扱事務等を行うよう、注意喚起を行いながら、適正に事務が執行できるよう努力を重ねてまいります。

資料2ページ以降は、監査委員に提出した令和5年度内部統制評価報告書、監査委員からの審査意見書をつけております。説明は省略させていただきます。

報告は以上でございます。

◎三石委員長 質疑を行います。

◎細木委員 先ほど総合企画部から空港ビルの拡張についての説明があったんです。19億円から36億円に膨れ上がったのは、県民感覚で言うとかかなり上がったということで、知事も財政負担を示す数字としては失格で、甘んじてお叱りを受けないといけないと言っています。この財務では重大な不備がなかったという報告ですけど、耐震性を基準から低く見積もっていたり、消費税が未計上だったことは、昨年度の重大な不備に値するのではないかと思うんですけど、重大な不備じゃなくて、ただの不備の中に入っているのか、全く入っていないのか。

◎別府行政管理課長 令和5年度の内部統制の中では、恐らく空港整備の関係の事務に関しては、不備等には入っていないと理解しております。3月末の時点で、最終の内部統制の

評価を各所属でしていただいたんですけれども、それまでにどこまでの事案が確認できたかも含めて各所属で評価した上で、制度所管課で改めて評価をするという仕組みになっております。

◎細木委員 これはもう追加で重大な不備として認定して、今後の再発防止に対して、知事がお叱りを受けないといけないとコメントもされている重大な案件ですので。消費税の未計上というのは、100円ショップで10円払うのとは違うので、それは県民感覚としても、今後絶対こういうことがないようにするためには、この案件を追加でも入れるべきだと思うんですけどどうですか。

◎別府行政管理課長 昨年度までは対象の期間が定められていまして、前年度の事務に関する不備の確認をするのが内部統制の制度になっていました。今年4月に制度が少し変わって、総務省のガイドラインで、過去の分も含めて不備があれば翌年度以降の評価の中でしっかり評価するようになりましたので、事案の内容も確認して検討させていただきたいと思います。

◎横山委員 5年目になってセルフチェック機能が高まって件数がちょっと増えているのは、早く見つけているということで、それはそれでいいことだと思いますけど、やはり少ないにこしたことはないと思いますので、フィードバックをしっかりと返していくということ。ヒヤリ・ハットは積み重なっていくと重大なところまでいきますので、セルフチェックとしっかりフィードバックして少しでも減らしていくという努力を、両輪でやっていただきたいと思います。

◎別府行政管理課長 御指摘いただいたとおり、件数が増えているものの中には、同じ不備が繰り返し発生しているケースがございます。いろんな研修の場とか資料を作成して、一部減っている事案もありますけど、他方で増えている事案もありますので、そういったところを検証しながら、再発防止策に取り組んでいきたいと考えております。

◎金岡委員 中間の報告の中で不備があったという同じ不備を最終で出したところがありますか。

◎別府行政管理課長 すみません。個別には確認はできてないんですけれども、過去にはそういった事例がございましたので、そういったことがないようにしっかり周知を図っていくようにいたします。

◎三石委員長 質疑を終わります。

以上で、行政管理課を終わります。

次に、令和5年度決算に基づく県内市町村の健全化判断比率等について、市町村振興課の説明を求めます。

◎伊良部市町村振興課長 県分につきましては、先ほど財政課から報告がございましたけれども、市町村分につきましては、令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比

率の速報値につきまして御報告します。

まず、1 ページ目の概要ですけれども、健全化判断比率の4つの指標について早期健全化基準以上となっている団体は、昨年度と同様、該当はございません。また、県内市町村が経営する公営企業の会計のうち、経営健全化基準以上の資金不足比率となっている会計は、三原村の簡易水道特別会計の1会計となっています。

個別の指標について御説明します。2 実質赤字比率につきましては、赤字の団体はございません。また、3 連結実質赤字比率につきましても、赤字の団体はございません。4 実質公債比率につきましては、県内市町村の平均は9.9%で、昨年度から0.3ポイント上昇しております。これは、元利償還金の額が増加したことが主な要因となっています。また、地方債の発行に当たって県知事の許可が必要となる実質公債比率が18%以上の市町村はございません。

続いて、5 将来負担比率につきましては、県内市町村の将来負担比率の平均は34.2%で、昨年度から0.7ポイント改善しております。これは、地方債現在高の減少に加え、充当可能基金額が増加したことが主な要因となっております。6 資金不足比率につきましては、県内市町村の公営企業の会計のうち、経営健全化基準となる20%を超える資金不足が生じているのは、三原村の簡易水道特別会計です。この会計は、令和6年度から地方公営企業法の財務規定を適用することに伴い、令和5年度決算が4月、5月の出納整理期間のない打ち切り決算となりましたけれども、3月末までに受け入れるべき国庫補助金について事務手続等が遅延して期限内までに当該補助金を受けることができなかったことにより、一時的に資金不足が発生したものです。その後、この補助金の受入れを完了しており、資金不足は既に解消されております。今後も発生する見込みはございませんので、経営健全化計画の策定は行われたいと聞いています。

続いて、2 ページ目には、市町村ごとの経営健全化判断比率を掲載しております。実質公債比率につきましては、全体の傾向としては上昇しておりますが、団体別に見ていくと、地方債の繰上償還などによる元利償還金の減少により数値が改善している団体も見られるところです。なお、資金不足比率につきまして、四万十市の病院事業会計において資金不足が生じておりますが、経営健全化基準となる20%は超過していません。

県としましては、人件費の上昇や物価高などにより、歳出の増加要因が拡大する中、各市町村が様々な地域課題に的確に対応しつつも、健全な財政運営を今後も行っていくことができるよう、引き続き歳出構造の変化を注視し、市町村に対して情報提供、助言をきめ細かく行ってまいりたいと考えています。

報告は以上でございます。

◎三石委員長 質疑を行います。

(なし)

◎三石委員長 質疑を終わります。

以上で、市町村振興課を終わります。

以上で、総務部を終わります。

昼食のため、休憩とします。再開時刻は、午後 1 時。

(昼食のため休憩 11時53分～12時58分)

◎三石委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

御報告いたします。

午前中の委員会において、岡田委員から交通運輸政策課に対して資料提出依頼があり、それに対する資料の提出がありましたので、委員の皆様へ配付しております。

#### 《会計管理局》

◎三石委員長 次に、会計管理局について行います。

議案について、局長の総括説明を求めます。

なお、局長に対する質疑は、課長に対する質疑と併せて行いたいと思いますので御了承願います。

また、この後行う総務事務センターの議案に教育委員会が関係するため、教育委員会より並村高等学校課長が同席しております。

◎田村会計管理者兼会計管理局长 会計管理局の所管の議案について御説明させていただきます。

資料の 2 ページをお願いします。提出議案は、第20号議案県有財産（教学機器）の取得に関する議案の 1 件です。これは、地方自治法第96条第 1 項第 8 号及び高知県財産条例第 2 条第 1 項の規定により、予定価格が7,000万円以上の物品購入について、議会の議決をお願いするものです。

詳細につきましては、総務事務センターの課長から御説明させていただきます。

◎三石委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

#### 〈総務事務センター〉

◎三石委員長 総務事務センターの説明を求めます。

◎山岡総務事務センター課長 県有財産の取得に関する議案について御説明させていただきます。資料の 1 ページをお願いします。

第20号議案としまして、県有財産（教学機器）の取得に関する議案を提出しております。取得する教学機器は、授業用パーソナルコンピューター10組です。

内容につきまして、資料の 2 ページをお願いします。

上から 3 つ目の議案説明となります。この議案は、高知県立安芸高等学校ほか 9 校に配

置する教学機器を、10校分を合わせて1億1,213万4,000円で、高知市比島町二丁目4番33号の四国通建株式会社高知支店から買入れをしようとするものです。

なお、契約状況につきましては、一般競争入札により9月11日に仮契約を締結しております。このことにつきまして、地方自治法第96条第1項第8号及び高知県財産条例第2条第1項の規定により、県議会の議決をお願いするものです。

議案についての説明は以上です。

◎三石委員長 質疑を行います。

◎下村委員 総額で約1億1,200万円、10組でというお話だったんですが、ハード部分の値段とかシステム代とかの内訳はどんな感じになっているんですか。

◎山岡総務事務センター課長 デスク型パソコンに要する経費が9,200万円余り、サーバーが10台分で870万円余り、プリンターに要する経費が270万円余り等です。

◎下村委員 1組大体920万円ぐらいのパソコンセットになるんですが、どんなイメージをしたらいいか、ちょっとぴんと来ていないんですけど。

◎並村高等学校課長 今回導入しますパソコンは、授業用で使用する、いわゆるパソコン教室に配備するものでして、1教室に生徒分40台プラス教員1台分の計41台を基本として入れるものです。

◎下村委員 イメージできました。

◎三石委員長 質疑を終わります。

以上で、総務事務センターを終わります。

以上で、会計管理局を終わります。

#### 《教育委員会》

◎三石委員長 次に、教育委員会について行います。

それでは、議案について教育長の総括説明を求めます。

なお、教育長に対する質疑は、各課長に対する質疑と併せて行いたいと思いますので御了承願います。

◎長岡教育長 まず、議案について説明させていただきます。

9月議会に提出しております教育委員会関係の議案は、令和6年度高知県一般会計補正予算と条例その他議案2件の計3件です。

まず、資料2ページの教育委員会補正予算総括表を御覧ください。教育委員会所管の補正予算は、282万1,000円の増額をお願いするものです。内容は、本年4月に発生した地震により、宿毛市にある幼稚園型認定こども園の施設で、窓枠のゆがみや一部ガラスの破損、雨漏りなどの被害が発生したため、その復旧に要する費用を補助するものです。

3ページを御覧ください。債務負担行為の追加です。1行目の教員採用選考審査筆記問題作成等委託料について、債務負担行為の追加をお願いするものです。詳細な内容につき

ましては、後ほど担当課長から御説明させていただきます。

次に、条例その他議案につきまして、4ページの議案目録を御覧ください。目録の上から2つ目、第7号高知県立学校における学校給食等の実施及び学校給食費等の管理に関する条例議案、及び中ほどより少し下の第19号公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例議案の2件です。各議案につきましては、後ほど担当課長から説明をさせていただきます。

次に、報告事項は、県立高等学校再編振興計画の次期計画についての1件がございます。報告事項の内容につきましては、後ほど担当課長から説明させていただきます。

最後に、教育委員会が所管します主な審議会等の開催状況を説明します。5ページを御覧ください。

高知県社会教育委員会を8月に、高知県立図書館協議会及び高知県いじめ問題対策連絡協議会を7月に開催しました。今後も審議の経過や結果につきましては、適宜委員の皆様にご報告させていただきます。

私からの総括説明は以上でございます。

◎三石委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

#### 〈教職員・福利課〉

◎三石委員長 初めに、教職員・福利課の説明を求めます。

◎岡本教職員・福利課長 当課からは、予算議案及び条例議案について御説明させていただきます。

まず、第1号議案令和6年度一般会計補正予算について、教職員・福利課の説明資料1ページを御覧ください。

教員採用選考審査筆記問題作成等委託料に係る債務負担につきましては、来年度に実施する教員採用審査の筆記審査のうち、教職・一般教養と小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の校種ごとに教科の専門知識を問うための専門教養に関する審査問題の作成や、採点等に関する業務を委託するものです。教員採用審査の一次審査は、本年度は6月1日と早期に実施していることから、問題の検討やチェックに十分な時間を確保するために、本年度のうちに契約ができるよう、毎年度債務負担行為をお願いしているものです。

補正予算の説明は以上となります。

続きまして、第19号議案公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例議案について御説明します。資料2ページを御覧ください。

令和6年1月の能登半島地震への職員派遣を機に、国家公務員の特殊勤務手当に関する人事院規則の改正や、総務省からの支給対象に関する通知があったことなどを受け、知事部局におきましては、行政職員に適用される職員の給与条例にある災害応急作業等手当について人事委員会の規則が改正されております。

これにより手当に新しい区分を設け、従来対象であった土木職員などが巡視や水防業務に従事する場合に加え、一般の職員が被災地で支援業務に従事した場合には、手当が支給されることとなっております。

一方、能登半島地震では、県教育委員会事務局からも文部科学省からの派遣要請を受けて、今回改正します学校給与条例が適用される公立学校職員、今回ですと県教育委員会事務局職員の充て指導主事になりますが、こちらが被災地に派遣され、学習指導等の支援に従事しております。

しかし、学校給与条例には、先ほど申しあげました知事部局等での職員給与条例同様の手当がないことから、この職員給与条例が適用される職員との均衡を考慮しまして、同様の手当を支給できるように、災害時学校教育活動支援業務手当を新たに創設するものです。

資料中段の表の上側、条例改正内容の欄を御覧ください。支給対象者が学校教育に携わることとされている公立学校職員ですので、重大な災害が発生した区域で行う学校教育活動の支援に関する業務と規定しており、手当の名称も同様としております。

また、その下の支給金額につきましては、知事部局と同額となっております。

最後に、3 施行期日等を御覧ください。条例改正をお認めいただけましたら、公布の日から施行いたしまして、本年1月1日に遡って適用することにしております。これは、本年1月1日に発生した能登半島地震の被災地に県教育委員会事務局から派遣した9名の公立学校職員に対し手当を支給するためのもので、知事部局と同様の取扱いとしております。

教職員・福利課の説明は以上でございます。

◎三石委員長 質疑を行います。

◎西森（美）委員 問題の作成・採点に係る業務の委託について、恐らく随意契約になると思うんですけど、職員の採用試験で問題にミスがあったことが発表されております。そういう失敗を教訓として、きちんと事業者の方にはお伝えができるように、県からしっかり要請していくべきものがあると思うんですけど、その辺りは情報共有されているのでしょうか。

◎岡本教職員・福利課長 筆記問題の作成委託につきましては、業者に依頼するとともに県教育委員会内部でも作問委員、もしくは検討委員をつくりまして、数度にわたり内容チェックをしております。過去に問題ミスが発生したことも踏まえまして、こういった形で数度にわたるチェックもしておりますので、今年度にはそうしたミスはございませんでした。

◎西森（美）委員 複数でチェックをしてくださっているということですので、ミスが起こらないように、再度お気をつけいただきたいと思います。

◎三石委員長 質疑を終わります。

以上で、教職員・福利課を終わります。

### 〈幼保支援課〉

◎三石委員長 次に、幼保支援課の説明を求めます。

◎津野幼保支援課長 当課からは、補正予算に係る議案について御説明させていただきます。資料1ページを御覧ください。②議案説明書（補正予算）94ページの抜粋となっています。

補正をお願いするのは、保育所等災害復旧費補助金282万1,000円についてです。概要につきましては、2ページで御説明させていただきます。

1 概要のとおり、本年4月に発生しました豊後水道地震により、宿毛市にある幼稚園型認定こども園の施設で、窓枠のゆがみや一部ガラスの破損、雨漏りなどの被害が発生したため、その復旧に要する費用を補助しようとするものです。

今回の補助金は、2 補助金のとおり、児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金による対応を前提に、現在、国と協議しているものです。対象の施設は、保育と教育の両方の機能を持つ幼稚園型認定こども園で、今回の被害についても3歳未満を受け入れる保育施設の保育部分と、3歳以上を受け入れる幼稚園の教育部分の両方にわたるものとなっております。

国庫補助金の整理としまして、保育部分は県を通しての間接補助、教育部分は国からの直接補助として、補助事業者に交付されることとなっております。

今回補正をお願いするのは、間接補助となる保育部分に係るものとなっております。総事業費は845万9,000円、うち保育部分376万2,000円で、補助率は4分の3、負担割合は国2分の1、県4分の1です。補助対象額は、四国財務局の査定が10月15日に予定されており、その査定によって決定されることとなりますが、全額認められるとして、保育部分376万2,000円の4分の3に当たる282万1,000円について予算の補正をお願いするものです。

以上で、説明を終わります。

◎三石委員長 質疑を行います。

◎細木委員 この宿毛幼稚園は、建築年はいつなのでしょう。

◎津野幼保支援課長 申し訳ございません。建築年については、手元に資料を用意しておりません。確認次第お伝えさせていただきます。

◎細木委員 人的な被害というか、けがをされた子供さんとかはいないんですか。

◎津野幼保支援課長 発災も深夜でしたので、特に人的な被害はないと報告が上がっております。

◎細木委員 ガラスが破損ということ言えば、ガラスの飛散フィルムとかの対応はされていたのでしょうか。

◎津野幼保支援課長 飛散フィルム等の対応はしていたと。今回の破損につきましては、揺れたときに割れたのではなくて、窓枠がゆがんでいたことで、翌朝に被害を確認に行ったときに窓枠のゆがみに気がつかずに開けようとしたところで倒して割れてしまったとい

う状況だったと聞いております。

◎西森（美）委員 工事が今年度中に完了することが大事だと思うので、スケジュール感を教えていただきたいです。今議会で県の予算が通り、四国財務局の査定が10月15日で、大体工事が着工できるのはどれぐらいと見込んでおればいいのでしょうか。

◎津野幼保支援課長 今回は災害復旧の補助金ということで、考え方としましては、緊急を要するものであり、既に工事を行っていても発災前の状況をしっかり報告すれば対象になる形となっております。

ただ、今回は当該法人にとってかなり大きな被害になりましたので、まだ着工していない部分があります。10月に財務局の査定を受けて、一定どの部分が補助対象になるかの答えが出ることとなりますので、その答えが出次第、法人では着工準備にかかり、今年度中の完了を目指すと聞いております。

◎下村委員 今回の地震の関係で、ゆがみとかクラックとかの大きな被害が出ているんですけど、今回の事業費の総額の中で十分に直せるような予算取りになっているのか教えてください。

◎津野幼保支援課長 今回、窓枠に係るものでは、保育室に面した廊下から外へ出るところの窓の11か所で、全て構造に係るものではなく、枠自体を変えるようなものです。それから雨漏りの部分とで、この800万円程度が対象になれば十分直せるとお聞きをしております。

◎下村委員 認定こども園からも、こうやって支援していただけるのは本当にありがたいというお言葉も聞いておりますので、また今後ともよろしくお願いします。

◎三石委員長 質疑を終わります。

以上で、幼保支援課を終わります。

#### 〈特別支援教育課〉

◎三石委員長 次に、特別支援教育課についての説明を求めます。

◎板橋特別支援教育課長 第7号議案高知県立学校における学校給食等の実施及び学校給食費等の管理に関する条例議案について説明させていただきます。資料1ページから2ページが条例議案になります。内容につきましては、3ページに沿って説明させていただきます。

まず、条例の概要について説明します。資料の一番上、概要のところを御覧ください。今回制定しようとしている条例は、令和7年度より県立学校の学校給食費及び特別支援学校の寄宿舎食費を県の会計に組み入れる公会計制度を採用するに当たり、学校給食費等の実施及び管理に関し必要な事項を定めるために制定するものとなります。

次に、今回、公会計制度を採用するに至った経緯について説明します。資料左下の背景を御覧ください。国の動向としまして、平成31年1月に開催されました中央教育審議会に

において、学校給食については公会計化及び地方公共団体による徴収を基本とすべきと答申があり、それを受けて、令和元年7月にガイドラインが策定され、文部科学省から全国の地方公共団体に対して、学校給食費の公会計化を推進するように通知がされているところです。こういった背景の中、県教育委員会事務局でも先進県の状況などを参考に検討した結果、教職員の業務負担の軽減などの効果が見込まれることから、公会計制度を採用することに至りました。

次に、現在と公会計制度採用後の仕組みについて説明します。資料中ほどのイメージ図を御覧ください。現在、学校給食費等は各学校管理の会計となっております。保護者等から徴収した給食費等は、県の一般会計を通さず学校から食材業者への支払いに充てられています。一方で、公会計制度採用後は、学校給食費等を県の一般会計の歳入予算・歳出予算に計上し、公会計として徴収・管理を行います。その場合、保護者等から徴収した給食費等は県の歳入となり、食材費は県の歳出予算からの支出となります。

次に、資料右側の上から順に説明します。条例に規定する主な内容につきましては、主に徴収、納付等に関することを規定しております。学校給食に関する事務に関し必要な事項等は、規則に委任して定めることとしております。

続きまして、今回の条例の対象校について説明します。県立中学校の対象校は2校、県立特別支援学校は、学校給食の対象校は12校、寄宿舎食は7施設となっております。

最後に施行日ですが、当該条例は学校給食費の公会計化が開始される令和7年4月1日から施行することとしております。

なお、保護者等の申込手続など、給食の提供に関して必要な手続は公布日から施行することとしております。

特別支援教育課の説明は以上とさせていただきます。

◎三石委員長 質疑を行います。

(なし)

◎三石委員長 質疑を終わります。

以上で、特別支援教育課を終わります。

以上で、教育委員会の議案を終わります。

先ほどの幼稚園の建築年について、どうぞ。

◎津野幼保支援課長 宿毛幼稚園についてですけれども、宿毛幼稚園は昭和52年建築の建物となっております。

#### 《報告事項》

◎三石委員長 続いて、教育委員会から1件の報告を行いたい旨の申出があつておりますので、これを受けることといたします。

県立高等学校再編振興計画の次期計画について、高等学校振興課の説明を求めます。

◎野田高等学校振興課長 当課から県立高等学校再編振興計画の次期計画に関しまして、現在の検討状況等を御報告します。資料は3ページ目です。

まず、平成26年度から10年間を計画期間とする県立高等学校再編振興計画の取組と総括です。

主な取組を載せていますが、学校の統合等では、少子化対策、また、南海トラフ地震津波被害などから命を守るという視点で6校の統合と1校の高台移転を進めてまいりました。

次に、ICTの活用による教育の充実では、1人1台タブレット端末等の活用のほか、主に中山間地域の高等学校に対して遠隔授業を始めたことで、生徒の大学進学などの進路実現につながっています。

また、中山間地域の学校の振興に関しては、特色ある部活動や学びを進めますとともに、全国からの生徒募集にも取り組みまして、生徒数の確保をする学校も出てきております。

続いて、4ページ目は生徒数の現状と推計です。ページ上段の表は、これまでの計画の最低規模の基準を載せていますが、本年度、本校におきましては高知海洋高校、四万十高校、中芸高校の3校、そして分校では2校、また定時制夜間部の学校では12校中9校がその基準を満たしていない状況でございます。

その下のグラフは、全日制高等学校の入学者数の現状と推計です。赤の点線で囲んでいる令和6年度の入学者数3,367人に対して、令和15年度は4分の1程度減少し、2,553人前後になると推計されますので、全ての学校において生徒数の減少への対応が求められる状況でございます。

次のページです。昨年9月より第三者委員による県立高等学校の在り方検討委員会を設置しまして、高等学校の魅力化、学校の規模の在り方などについて検討いただきました。先月、まとめの会議が開かれまして、間もなく報告書を頂く予定でございます。この会で出された主な御意見等をまとめています。

資料左の魅力化・特色化に関して、全体的な共通の意見としましては、一番大切なことは教員の魅力的な授業であること。そして、学校は市町村や地域等との連携協働が重要であること。また、広報の充実や全国からの生徒募集という取組を進めていくこと。また、多様な学びのニーズに対応した新たな学びの学校などが必要であるという御意見をいただいております。

右側の学校の規模や配置につきましては、生徒の学びのニーズや地域の状況に応じた規模としていくこと。社会性の育成や協働的な学びの実現のためには一定の生徒数が必要として、中山間地域の小規模校では生徒数の目安を設定、そして地域と一体となって生徒数確保に取り組むこと。生徒数が多い高知市・南国市にある高等学校は、スケールメリットを生かせるよう4学級、可能であれば6学級という規模を維持すること。定時制につきましては、ICTを積極的に活用していくこと。そして、通信制のサテライト校化などを検

討していくことといった御意見がございました。

また、入試制度等の見直しとしまして、学校の特色に応じて実施する新たな入試制度を検討することや、県外からの生徒募集に対応した入試制度、また、入試の実施時期を早めることなどの御意見をいただいています。

この検討委員会で出されました御意見等を踏まえ、次期計画を策定してまいります。

資料6ページは、次期計画の期間と取組の方向性です。次期計画につきましては、令和7年度から令和14年度までの8年間とし、前半4年間で前期実施計画、後半の4年間で後期実施計画として取組をしたいと考えています。取組の方向性としてしましては、生徒の進路実現を図ることを使命としつつ、まず、現在の入学定員と入学者数に乖離がありますことから、入学定員の見直しが必要と考えています。次期計画期間内に、全日制では1,200人以上の入学定員を減らしまして、地域の状況を踏まえた学校の規模に取り組んでまいりたいと考えております。

取組としてしましては、学校の魅力化・特色化をさらに進めていくこと。そして、スクール・ミッションやスクール・ポリシー等で学校の特色をもっと打ち出していくこと。産業系専門学科を中心にデジタル化・グローバル化などの時代に沿う学科改編なども検討を実施していくこと。入学定員の見直しを機会と捉え、教育課程を再編し、学校の特色化や学びの共通化を進めていくこと。中山間地域の学校では、地元市町村等との連携を強めて、地元中学校から行きたいと思っただく取組を強化していくこと。定時制・通信制を中心に、ICTを積極的に活用した場所を選ばない学びの実現に取り組むことなどを考えているところです。

資料の7ページです。今後、高等学校を5つのカテゴリーに分類をして、具体的な検討を進めていくこととしています。生徒数の多い高知市、南国市、また、区分Bの地域の拠点校となる学校にあっては、一定の規模を維持できるようにしていくこと。区分Cの中山間地域等の小規模校では、さらなる魅力化のために市町村と連携の強化を図りまして、生徒数の努力目標数値の設定やアクションプランを策定して取組をすること。区分D、産業系の専門高校におきましては、本県産業を担う人材育成のために企業との結びつきを強化することや時代に合う学科の改編などを行っていくこと。そして、定時制・通信制の学校におきましては、ICTを積極的に活用した学びに変えていくことなどを検討の方向性としています。

次の8ページ、中山間地域等の高等学校の今後の取組です。小規模校化が進む中山間地域等の学校では、生徒数を確保するための取組を強化する必要がございます。そのため、本校・分校で入学生徒数の目標値を設定することや、地域の高等学校として、地元中学校からの進学割合を目標として掲げています。その上で、地元市町村と協働して学校の魅力化を推進し、地域内外からの生徒から入学してもらえることが必要です。

この取組に関しましては、市町村と学校とが協議を行い、目標達成のためのアクションプランを策定いただき、取組をしていただくことを予定しております。まず、令和7年度から令和9年度の3年間全力で取り組み、そして令和10年度に評価・検証を行った上で、その状況を踏まえて、後期実施計画に反映していくことを考えています。

これから、県教育委員会事務局で各市町村を訪問しまして、こういった取組の説明や、高等学校の在り方に関する意見交換を行ってまいります。意見交換の状況を踏まえまして、教育委員会内で検討を行い、次期計画の案を策定してまいります。計画の案につきましては、議会への説明・御報告を行った上で、パブリックコメントを実施し、そして、本年度末をめどに策定できるように取り組んでまいりたいと考えています。

当課からの説明は以上でございます。

◎三石委員長 質疑を行います。

◎細木委員 定時制の中で三部制という言葉があったんですけど、三部制というのは大体どんなカリキュラムというか体制なのかと、導入は県内であるのか教えてください。

◎野田高等学校振興課長 現在、高知北高等学校と中芸高等学校が多部制を持っていて、これは朝から学びを行うものと夜から学びを行う二部があります。

三部制のよさは、例えば、それに加えて午後からの学びができるような形を取るとか、子供たちの状況に応じた学びの機会を確保するような学校です。全国では、もう半数以上のところで導入されているとお聞きしております。

◎細木委員 三部制は、どういうメリットというか、生徒にとってはどのような受けやすさがあるのでしょうか。

◎野田高等学校振興課長 例えば朝が非常に苦手な子供がいるときには、少し始業時間を遅らせて学びの機会を得ることが有効ではないかということで、例えば10時半からとか、そういう学びを導入されているとお聞きしています。

◎細木委員 春に各地域へ行って視察させていただいたんですけど、中芸高校とかでは生涯学習的に定時制で学んでいる成人の方が非常に多いというお話も聞いたんです。主には、中学校卒業時にどの学校を選んでもらうかになっているんですけど、中卒の方が高卒の資格を取るとか、生涯学習的にもう1回学び直したいというターゲットに関しては、どういう捉え方をしているのでしょうか。

◎野田高等学校振興課長 現在の定時制の学びについての捉え方ですけども、議会の質問等でもございましたが、勤労青少年の形で正規の職を持って夜間に学ぶといった層は、非常に少なくなってきていると認識しております。

その一方で、不登校や、人間関係のコミュニケーションとか、もう1回学び直しをしたとかといった生徒の層は、一定割合がいると考えています。

その中で、学び直しも一つの役割であると思いますけれども、それが果たしてどの部分

で担っていくのがいいのか。例えば夜間部がいいのか、それとももう少し広い通信制で今のICTを使いながら学ぶのがいいのかといったところは、今後またしっかりと検討しないとイケないと思っています。

◎細木委員 私がイメージしていたのとは、ちょっと違うんです。私自身が夜間の短大で学んでいて、18歳で入ったときに、40代、50代、60代の方がおいでて、そういう異年齢の方が教室にいて、すごく真面目に熱心に勉強されている姿を見て、本当の学びというのはこんなことかなと、高校では味わえないことを夜間の短大で学んだんです。

そういうことと言えば、不登校でなかなか学校に行けなかった子が定時制で学んで、そういう異年齢の方の後ろ姿を見ながら、いろいろ刺激を受けながら、高齢の方は子供たちにも教えてもらいながらとか、定時制でもそういう学びができやしないかと思うんです。だから、そういう高齢者がもう1回学び直しということで、定時制に門戸を開いていくこともあっていいのかなと思うんですが、いかがでしょうか。

◎野田高等学校振興課長 そのような様々な方が学ぶ場があるのは、本当にいいことだと思います。それは定時制に限らずですけど、例えば高等学校の生徒にあっても、社会に出ているいろんな地域の方と関わりながら、生きる力を育むとか、自己肯定感を育むとかといった効果もありますことから、いろいろな方との関わりを持つ機会を増やしていくのは有効だと考えています。

◎三石委員長 高等学校再編振興計画の次期計画についての説明だから、あまり門戸を広げると收拾がつかなくなるから。できれば的を絞って、これに対しての質疑をやっていたらありがたい。

◎横山委員 生徒数が減っていく厳しい中で、総務委員会でも出先調査で地元の進学率を高めてというようなこともいろいろ御議論をさせていただきました。これから地域、市町村と連携してアクションプランを進めていくとのことで、これからの話だと思うんですけど、教育の面では、例えば教育版地域アクションプランで市町村と連携されていますよね。今後やっていくこの地元と連携したアクションプランを策定していく上で、市町村も限られた予算の中でやっていかなければならない中で、やはり財政的なことも検討をしていくべきだと思うんです。まだ途中段階ですけど、いざやるとなれば県教委としてもアクションプランを進める上でしっかり市町村を財政的に支援するという、そこまでのお気持ちがあるのかについて、現状の御所見で構いませんけど、その辺をお聞かせいただけますか。

◎野田高等学校振興課長 今回、特に中山間地域の高等学校におきましては、さらに地元市町村との連携・協働が重要だと、まさに危機感を持っていただいて、自分事として取り組むことが非常に重要なことになると考えています。

その中で、地元市町村として取り組むことが何ができるのか、ベクトルを合わせながら学校と取り組むことがすごく必要になるということです。どのような取組が出てくるのか

は正直分かりませんが、まずは人的に、例えば学校説明会に地元市町村の役場の職員も一緒に行って学校の広報をしているといった取組も有効でしょうし、予算的に言いますと、知事部局での人口減少対策総合交付金の活用で、ソフト対策についても利用ができることになっています。そういったものも十分活用いただきながら、市町村でできる取組を進めていただければと思っています。

◎横山委員 現状で答えていただけたところで、本当に前向きというか意欲的に答えていただきましたけど、いずれこのアクションプランが具体的に進むようになったときに、市町村は限られた予算の中でやられていますので、財政的に何か支援の声があれば、ぜひその節は検討していただけたらということで、それは要請とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

◎金岡委員 いろいろ書かれておりますけれども、一つは県外からの学生を増やすということ。そして、市町村の支援が必要だというようなこと。いつも疑問に思うんですけれども、果たしてそれでいいのかなど。要するに、各市町村のお金で県外の子供を育てて、そして県外へ帰す。何のためにそこで教育をするのかということになると思います。

何を言いたいかというと、県内に残ってもらう出口戦略を考えておかないと、幾ら学校の生徒が少ないからどんどん入れてくるとやったって、何の意味もないわけですよ。出口戦略というか、県内にとどまっていたかく、県内で就職していただく、そういうふうな手だてを入れておかないと、これは何のためにやっているのか、それぞれの市町村も迷うと思います。いかがでしょうか。

◎野田高等学校振興課長 おっしゃるとおりでございます。全国から生徒募集する取組につきましては、令和元年度から地域みらい留学による入学生を、嶺北高等学校を皮切りにスタートさせていただいて、その効果もお聞きしてまいりました。その中では、単なる生徒数確保だけではなくて、そこに入学していただくことで、地元の生徒が多様な価値観に触れることができる、また、地域の活性化にもつながるといった効果もございます。

また、出口戦略につきましては、今、キャリア教育や地域を知る活動、地元企業との協働とかも含めまして、県教育委員会全体としての取組としては、しっかりと進めていかなければいけないと考えています。

◎金岡委員 できるだけ説得力のあるものにしていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

◎三石委員長 質疑を終わります。

以上で、高等学校振興課を終わります。

以上で、教育委員会を終わります。

#### 《警察本部》

◎三石委員長 次に、警察本部について行います。

それでは、議案について本部長の総括説明を求めます。

なお、本部長に対する質疑は、会計課長及び警務部長の説明に対する質疑と併せて行いたいと思いますので御了承願います。

◎**高清水警察本部長** 議案の説明に先立ちまして、1件御報告がございます。

交通死亡事故を起こした県警察職員につきまして、このたび懲戒処分といたしましたので御報告します。当該職員は、令和6年2月高知県幡多郡黒潮町の国道を軽四乗用自動車で行中、死亡事故を起こしたものであり、同年9月30日付で停職1月の懲戒処分といたしました。現職警察官がこのような事案を起こし、県警察に対する信頼の低下を招いたことにつきましては、県警察として重く受け止めており、亡くなられた被害者の方への御冥福と御遺族の方々へのお悔やみを心から申し上げますとともに、県民の皆様にはおわびを申し上げます。

誠に申し訳ございませんでした。

なお、詳細につきましては、警務部長から説明させます。

それでは、警察本部提出の予算議案1件、条例議案1件の計2件につきまして説明させていただきます。

まず、警察本部提出の補正予算議案について御説明申し上げます。議案補足説明資料の2ページを御覧ください。今議会でお願いますのは、放置駐車車両確認事務委託料4,049万6,000円の債務負担行為の追加でございます。事業の詳細につきましては、後ほど会計課長から説明させます。

次に、第23号議案の室戸警察署庁舎新築建築主体工事請負契約の締結に関する議案です。議案補足説明資料の4ページを御覧ください。本議案は、室戸警察署の庁舎新築に関するもので、工事名は室戸警察署庁舎新築建築主体工事、入札方法は総合評価方式を適用した一般競争入札、契約金額は8億1,551万8,000円です。契約の相手方は、高知市九反田の新進・勝賀瀬特定建設工事共同企業体です。完成期限は、令和8年2月3日となっております。契約の相手方につきましては、入札価格及び技術力等を総合的に評価し、8月2日に落札者を決定したものであり、同月27日に仮契約を締結しております。

本工事請負契約は、高知県契約条例第2条の規定による議会の議決を必要とする案件となります。

以上で、提出に係る議案の説明を終わります。

#### 〈会計課〉

◎**三石委員長** 続いて、会計課長の説明を求めます。

◎**田中警務部参事官兼会計課長** それでは、議案補足説明資料に基づき御説明をさせていただきます。3ページの債務負担行為追加を御覧ください。

追加事項の放置駐車車両確認事務委託料4,049万6,000円は、駐車違反車両の確認及び標

章の取付け等の業務を委託する事業です。現在契約している3か年の契約が今年度末で終了するため、令和7年度から新たに3か年契約を行おうとするものです。一般競争入札を実施するための準備期間や落札者に必要な研修期間などを考慮しまして、今回の補正予算でお願いするものであります。

以上で、補正予算説明書に基づく説明を終わらせていただきます。

◎三石委員長 質疑を行います。

新たに決めるということですが、この3か年の実績というか、どのような状況ですか。

◎田中警務部参事官兼会計課長 放置駐車車両の件数につきましては、令和5年度全体の件数として2,597件、そのうち駐車監視員の取扱いが550件ということで、監視員の取り扱う割合は全体の約19.6%となっております。

令和4年度につきましては、全体の確認件数2,429件に対して、456件の監視員、18.8%など、全体の確認件数の約2割程度の実績となっております。

◎三石委員長 2人1組で車は1台ですよ。

◎田中警務部参事官兼会計課長 車1台で回っております。

◎三石委員長 勤務の体制はどうなっていますか。

◎竹内総務参事官 駐車監視員につきましては、2人1組、車両1台が1ユニットとしまして、これまでユニット2組を契約して今まで続けておりました。

それを来年度からの契約につきましては、1ユニット減少させまして、1ユニットの2人1組、車両1台で、エリア内の放置駐車車両の確認・巡回を行うこととなります。

◎三石委員長 効果があるからやっているとは思いますが、どういう効果を見込んで今までやってこられたのか。これから先のことも含めて、やらないよりやった方がましということではいかんと思うので、どのようなことですか。

◎竹内総務参事官 放置駐車車両の確認件数につきましては、この制度は平成18年から始まっておりますけれども、ピークが平成21年頃で、多いときには年間1万件を超える放置駐車車両を確認しておりました。それが徐々に減少してきてまして、今では約2,000台から2,500台となっております。ピーク時の3分の1から4分の1に減少しておるということで、そういった件数の意味から言えば効果があったものと考えております。

◎三石委員長 例えば、なまけてやるようなことはないと思いますけど、警察でしたら監察官とか、内部を調査する、人を監督する形のものがあると思うんですけど、楽をしようと思えば楽ができるのではなからうかというような想像もするんですね。少しでも違反もなくして、交通ルールを守らせるという使命感にあふれてやっていただきたいんですけども、今日はこの辺りでえいろうという感じで、そんなことはないと思うけれども。そのこの辺りのチェックというか、そういう体制は整っているんですか。

◎柳瀬交通部長 交通部の交通指導課に駐車対策室がありまして、そこが指導・監督を行

っております。

◎三石委員長 それでは、質疑を終わります。

以上で、警察本部の議案を終わります。

#### 《報告事項》

◎三石委員長 続いて、警察本部から1件の報告を行いたい旨の申出がっておりますので、これを受けることといたします。

警察職員の懲戒処分について、警務部長の説明を求めます。

◎柿沼警務部長 それでは、今回の懲戒処分につきまして御説明します。報告事項の2ページを御覧ください。

被処分職員は、処分時に県内の警察署に所属していた40歳代の男性巡査長であります。

処分の理由につきましては、令和6年2月2日、軽四乗用自動車を運転し、高知県幡多郡黒潮町の国道56号線を走行中、前方不注視等の過失により、道路上を走行していた相手方に自車を衝突させて道路に転倒させ、その後、同人を死亡させたものであります。

本件につきましては、同年9月30日、高知地方検察庁に対して、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第5条過失運転致死の違反事実で書類送致しております。

処分につきましては、同日付で停職1月の懲戒処分といたしました。

なお、同職員は同日付で依願退職しております。

現職警察官によるこのような事案が発生したことは遺憾であり、今後はより一層安全運転及び交通法規の遵守に関する指導・教養を繰り返し行いまして、再発防止に努めてまいりますとともに、県民の皆様からの信頼回復に向け、職員が一丸となりまして取り組んでまいりたいと思っております。

私からの説明は以上となります。

◎三石委員長 質疑を行います。

◎細木委員 今御説明があったように、道路交通法違反の過失運転致死ということは、もう決定されているということですか。

◎笹警務部参事官兼首席監察官 処分の日と同日に高知地方検察庁に過失運転致死という罪名で書類送致をしておりますので、警察の捜査としてはこれで決定です。

◎細木委員 今回はそういうことではなかったと思うんですけど、過労による運転とか飲酒運転で、前方不注視だったとかの場合は、どんなふうな処分になるんですか。

◎笹警務部参事官兼首席監察官 処分については、検察庁に送致しまして検察庁で捜査が行われるところですので、詳細はお答えを差し控えますけれども、過失の程度、内容によって、今回の場合は主たる原因が前方不注視と認定しております。その他についても、総合的に検察庁の判断がされるという流れでございます。

◎細木委員 そしたら、まだ過失運転致死の内容が変更になる可能性があるのであれば、依願退職なので退職金も支払われるような状況ですよ。そういう場合は、遡及して返還を求めるとか、処分の重さを変えるとかはあり得るのでしょうか。

◎笹警務部参事官兼首席監察官 退職金につきましては、地方検察庁で捜査が行われることを踏まえまして、支給の有無を、それらの状況を踏まえての検討を今からしていきます。支給に関しましては、地方公務員法とか県条例の規定に基づいて対応していきます。

一般論としては、本人は依願退職していますので、退職金はいわゆる差止めということで、その後、検察庁の捜査が行われて起訴か不起訴の判断、あるいは公判で判決が下りるところを見据えて、並行しながら判断をしていくという流れになっております。

◎田所委員 1点だけ教えてください。これを見たら、事故が起きたときから処分が決まるまで7か月以上かかっているんですけど、一般的に大体これぐらい期間がかかるものなのでしょうか。というのが、過失のこととかの捜査というか、検証をするのに特別時間を要したのかを教えてください。

◎笹警務部参事官兼首席監察官 捜査の期間というのは千差万別で、事件の中身にもよりますし、交通死亡事故の場合、いろんな過失の点とか、あるいは事故の損傷具合からの鑑定であるとか、様々な捜査が必要になりますので、通常というのが正解かどうか分かりませんが、半年ぐらいは必要な捜査期間であったと考えております。

◎下村委員 自分からはもう質問というよりは、今回のこの死亡事故は私もよく知っている方だったので、一報を受けたときに本当にショックを受けて、それで相手方が警察官であるということでさらにショックを受けて、非常に、家族含めてみんながダメージを負った事故でありました。今後のことになりましたけど、特に警察官の皆さんは住民を守るのが一番の大原則ですので、それを肝に銘じて、今後はこういった死亡事故を絶対起こさないということを本当にみんなで誓い合っていたきたいということだけ申し添えておきたいと思います。

◎三石委員長 質疑を終わります。

以上で、警察本部を終わります。

#### 〈人事委員会事務局〉

◎三石委員長 次に、人事委員会事務局について行います。

人事委員会事務局から1件の報告を行いたい旨の申出がありますので、これを受けることといたします。

令和6年度高知県職員等採用試験における出題ミスについて、事務局長の説明を求めます。

◎笹岡人事委員会事務局長 先月末に実施した職員の採用試験におきまして、出題ミスがありましたので、事案の概要等について御報告させていただきます。

資料の2ページ、事案の概要の(1)、(2)のところですがけれども、先月29日の日曜日に高卒程度の職員採用の第一次試験を実施しました。(1)のとおり、林業の試験区分につきまして、午後に行われた専門試験において出題ミスがありました。

(3)のとおり、受験者数は高知会場1名、幡多会場2名の合計3名です。

(4)のところ、林業の専門試験の問題は、五肢択一式が30問、記述式1問となっておりますが、出題ミスの内容については、五肢択一式の1問において5つある選択肢のうち2つの選択肢が同一となっていたものでございます。

具体的には資料の3ページで、これは出題ミスのあった問題でして、真ん中から下の選択肢1番から5番目までの全ての選択肢は当然記述内容が異なってなければならないところ、丸で囲んだ3番と5番が全く同一の組合せになっていたものです。

2ページに戻りまして、1の(5)、今回のミスが判明した経緯ですがけれども、試験時間中に受験者から指摘を受けまして、今回のミスが判明したところです。

2の採点の取扱いですが、同一の2つの選択肢があるものの、正しい選択肢、この問題では別の選択肢になりますけれども、があるということで、この問題自体が有効に成立していると判断しまして、正解の選択肢を選んだ場合のみ正答と扱うこととしました。

3ミスの原因ですが、試験問題は県において作成したもので、複数の職員でチェックをしておりますけれども、今回この誤りに気づくことができませんでした。

このたびは、正確な内容で厳格に実施すべき高知県職員の採用試験に対しまして、信頼を損ねるミスを生じさせました。

心からおわび申し上げます。申し訳ございませんでした。

最後に、4再発防止策です。今後、過去にあったこれまでのミスを再度確認した上で、間違いやすい観点からチェックリストにまとめまして、これを基にしながらチェックを行うことなど、再発防止に努めてまいりたいと考えています。

なお、3名の受験者の方には個別に連絡しましておわびするとともに、採点の取扱いについて御説明させていただきました。

報告は以上でございます。

◎三石委員長 質疑を行います。

◎田所委員 指摘があつてからミスに気づいたということで、これはなくしていかないといけないのは当然のことだと思うんですけど、複数の職員でチェックしているということですが、どういう体制でチェックをしているのか。それで、再発防止策のチェックリストを作るということですがけれども、体制として何が大きく変わるのかを簡潔に教えていただけたら。

◎笹岡人事委員会事務局長 今回、林業の問題ということで、問題自体を作成したのは林業担当部局です。林業担当部局では10名ぐらいの体制で50問ぐらいを分担して作ったわけ

ですけれども、担当者が作った原案をそれぞれ違う目で3人から4人にかけて回しながらチェックをしました。そのチェックの際には、問題の中身自身が専門的な視点から正しいかどうかはもちろんチェックしますが、今回のような形式的なところで選択肢が全部違っているかとかの点からも確認しました。人事委員会でも問題をいただきました、同じように選択肢がきちんと分かれているかどうかの観点からもチェックをしたんですけれども、この全部の過程でクリアできなかったものでございます。

チェックリストについては、実は、高知県自身で問題を作成するケースがほとんどなくて、これまで作っていませんでした。ですので、今回のように選択肢がきちんと異なっているのか、選択肢にそごはないか、設問との関係で問題がないかとかいろんな観点でのチェックリストについて、教育委員会は自分たちで問題を作ったの採用試験も実施していますので、教育委員会からも入手するなどして参考にしながら一覧表にして、今後チェックをするようにしていきたいと考えています。

◎三石委員長 質疑を終わります。

以上で、人事委員会事務局を終わります。

以上で、議案についての審査は終了いたしました。他の委員会の採決が終わっていませんので、先に意見書を議題としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

◎三石委員長 御異議なしと認めます。

#### 《意見書》

◎三石委員長 次に、意見書を議題といたします。

意見書案3件が提出されております。

まず、自動運転移動サービス等の社会実装に向けた環境整備を求める意見書(案)が、公明党、自由民主党、一燈立志の会、県民の会、自由の風から提出されておりますので、お手元に配付してあります。

意見書案の朗読は省略してよろしいでしょうか。

(異議なし)

◎三石委員長 御意見をどうぞ。

小休にします。

(小休)

◎異議なしで。

◎三石委員長 正場に復します。

それでは、この意見書は、当委員会の委員全員をもって提出することといたします。

次に、地方財政の充実・強化に関する意見書（案）が、県民の会、日本共産党、一燈立志の会から提出されておりますので、お手元に配付してあります。

意見書案の朗読は省略してよろしいでしょうか。

（異議なし）

◎三石委員長 それでは、御意見をどうぞ。

小休にいたします。

（小休）

◎ おおむねオーケーなんですが、2段目のところの骨太方針2024とあって、後ろのほうに「人件費等の必要な財源も、そうした枠組みの中で確保されることになっている。」というのがあるんですけど、もうこの内容を含んだ内容としていますので、すっきりさせていただいて「同水準を確保することとしています」と言うだけでいいければ、もうこの財源も入っていることが分かることと。それから、7番の真ん中辺りに「普通交付税の個別算定項目に位置づけ」という部分があるんですが、この内容がもしかしたら、高知県の場合はこの内容を入れると微妙に不利になる可能性もあるんで、できればここがなくて、もうすっきりそのままでもいいもらった方がオーケーじゃないかということで、文言修正に乗っていただければ、ぜひそうしていただきたいということです。

◎ 分かりました。趣旨も分かりましたし、そのようにさせていただきたいと思っています。提出にお名前いただいているみなさんがよかったです。よろしいですか。

◎ 皆さんよろしいですか。

◎ よろしいです。

◎ では文言修正で。

◎三石委員長 正場に復します。

それでは、この意見書は当委員会の委員全員をもって提出し、細部の文案の調整は正副委員長に一任ということでよろしいでしょうか。

（異議なし）

◎三石委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

次に、刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書（案）が、日本共産党、県民の会から提出されておりますので、お手元に配布しております。

意見書案の朗読は省略してよろしいでしょうか。

（異議なし）

◎三石委員長 それでは御意見をどうぞ。

小休にいたします。

(小休)

◎ この内容は、政府としても一応議論はしたんですけど、まだ最終的な結論も至ってない部分があったり、文面の内容にも、例えば検察官の抗告権を排除することについてのお話があったり、ちょっと文章的にもこれは難しいかなというところで、うちとしては賛同しかねるかなということです。

◎三石委員長 正場に復します。

意見の一致を見ないので、本意見書の検討を終わり、議会運営委員会に差し戻します。

以上で、議案についての審査は終了いたしました。ほかの委員会の採決が終わっていませんので、暫時、休憩といたします。

再開時刻については、後ほど事務局から連絡をさせます。

(休憩 14時20分～15時44分)

◎三石委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

#### 《採決》

◎三石委員長 これより採決を行います。今回は議案数6件で、予算議案1件、条例その他議案5件であります。

それでは、採決を行います。

第1号「令和6年度高知県一般会計補正予算」を、原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎三石委員長 全員挙手であります。よって、第1号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第7号「高知県立学校における学校給食等の実施及び学校給食費等の管理に関する条例議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎三石委員長 全員挙手であります。よって、第7号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第8号「高知県行政手続条例の一部を改正する条例議案」を、原案どおり可決す

ることに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎三石委員長 全員挙手であります。よって、第8号議案は全会一致をもって、原案どおり可決することに決しました。

次に、第19号「公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎三石委員長 全員挙手であります。よって、第19号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第20号「県有財産(教学機器)の取得に関する議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎三石委員長 全員挙手であります。よって、第20号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第23号「室戸警察署庁舎新築建築主体工事請負契約の締結に関する議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎三石委員長 全員挙手であります。よって、第23号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

それでは、執行部は退席を願います。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

それでは、7、8日の委員会は休会とし、9日水曜日の10時から委員長報告の取りまとめ等を行いますのでよろしくお願いたします。

これで本日の委員会を閉会いたします。

(15時48分閉会)